

令和2年3月5日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年3月5日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 門 秀俊君・8番 村井保夫君を指名いたします。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、12番 渡邊 美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12番 渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

会計年度任用職員制度について、虐待防止策について、以上2点であります。

一問一答方式でお願いいたします。

1点目の質問は、会計年度任用職員制度についてであります。

令和元年第4回12月定例会に条例が制定され、地方公務員法、地方自治法の改正に伴い、2020年4月より臨時・非正規職員の新たな任用制度となる会計年度任用職員制度が施行されます。全国で約64万人に上り、国が進めている同一労働・同一賃金の原則が制度改正の根底にあるとされています。そのため、総務省は来年度予算で約1,700億円を地方財政計画に計上しています。

臨時・非正規職員は、町の行政サービスを維持するために重要な役割を担っており、処遇改善を行うべきであります。しかし、多くの非正規で働いている職員の皆さんは、任用形態、労働条件など、新しい制度に期待と不安を持っています。また、全国の自治体で任用職員の格差があり、ボーナス支給のために人件費が増加するのを嫌い、非正規職員の月給を減らし、その分をボーナスに充当しようとする自治体もあると聞いております。何のための働き方改革なのか、疑問を持ってしまいます。

それでは、質問に入ります。

本町の会計年度任用職員数、フルタイム、パートタイム、会計年度勤務時間、また職種などを伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の会計年度任用職員の職員数、勤務時間、職種についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては現在のところ、全ての会計年度任用職員について、これまで任用してきた臨時職員、嘱託職員と同じ、原則8時30分から17時までの7時間30分以内を勤務時間とする予定としており、常勤職員より短い勤務時間とするパートタイム会計年度任用職員として任用することとしています。

職員数につきましては、行政サービスを維持するため、令和元年度の臨時職員、嘱託職員の合計職員数と同程度の100名程度を任用する予定としております。

職種につきましては、令和元年度に一般事務職、看護師、管理栄養士、介護保険関連の相談支援員や認定調査員、小・中学校の学力向上支援員、小・中学校、幼稚園の特別支援教育支援員、幼稚園の講師、法務監、小学校の用務員等を臨時職員、嘱託職員と任用しており、新年度でも同様の職種を会計年度任用職員として任用する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

町の非正規職員はただいまの答弁で100名ということで、パートタイム会計年度任用職員ということになるということでございます。100名の皆さんは、今日まで行政サービスを維持するために自治体運営に欠かせない存在であり、多くの職種の中で頑張っておられることに感謝を申し上げたいと思います。

また、どこの自治体も正規職員の約4割から5割が非正規職員であります。その原因は、行財政改革で正規職員が減少し、54万人も減少いたしました。一方では、地方分権、また少子・高齢化対策など行政の需要は増加し、苦肉の策として行ったのが非正規職員の拡大だと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

導入に当たって、町の基本的な考えを伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の導入に当たって、町の基本的な考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の地方公務員法の改正は、地方行政の重要な担い手となっております特別職、非常勤職員、臨時的任用職員について、任用根拠の明確化とともに適

正な運用、勤務条件を確保するため、新たに一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用服務規程等の整備を図るとともに、任用要件の厳格化を目的としたものであると認識をしております。

会計年度という短期間の任用を前提とした職でありますことから、原則として正規職員の補助的業務を担う職ではありますが、本町におきましても会計年度任用職員は町行政の重要な担い手でありますので、給料、報酬につきましてはこれまでどおりとさせていただき、期末手当部分について増額をし、不利益が生じることのないよう、適正な勤務条件を確保させていただく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

町の基本的な方針に、正直言って安心しています。報酬は変わらないが、期末手当、ボーナス、支給しますということで、非正規職員にとっては官製ワーキングプアの解消、ひいては安心した行政サービスに繋がると思っています。

そこで、再質問させていただきます。

任用や再任用についての指針を伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の再度の任用につきましては、勤務実績の評価、面接等を行い選考することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

任用とか再任用、本当に再任用になりますと、経験とか色々な知識等も持っておられるという部分で本当に大切かなあという風に思っておりますので、どうぞ、その点よろしく配慮していただければという風に思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町が負担する財源はどのくらいですか。また、導入に係るシステム導入コストについて伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の町が負担する財源はどのくらいですか。また、導入に係るシステム導入コストについてのご質問に答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の人件費につきましては、新年度予算では、給与、報酬として例年並みの約1億9,000万円を予算計上させていただいておりますが、これまで国の費用負担の方法や割合が明らかにされておりましたので、

今回導入される期末手当の増額部分の費用につきましては予算計上できておりませんので、今後、補正予算で計上していきたいと考えております。

本町におきましては、会計年度任用職員の期末手当増額分の総額は約6,000万円となる見込みで、会計年度任用職員の人件費の総額は約2億5,000万円となる見込みです。国においては、この期末手当の経費に対してのみ普通交付税の算定に算入される見込みとなるようですので、国の負担割合につきましては明らかにされておられません。

また、システム導入をする予定はありませんので、システム導入コストはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

国の働き方改革ということで、同一労働・同一賃金が根底にあると言われていますが、非正規職員の処遇改善の今回これが一つの大きな改善内容になるんじゃないかなと、そのように思っております。やはり、質の高い行政サービスは働く人が安心して働ける環境が必要だと思っておりますし、町のほうも、今の答弁をお聞きしました。そのように考えておられるということに、大変に今後期待をするものでございます。

ところで、4月から会計年度職員制度が始まり、この新しい制度ですので、該当する職員、会計年度任用職員の皆さんには説明はされるのでしょうか。その点、よろしく願いいたします。再質問です。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

現在のところ、条件面とかの大きな変更はありませんので、説明する予定はありませんが、文書等で説明文書を配付させていただき、分からないところとか疑問点、不明点があれば町長公室の方に問い合わせしていただく形をとりたいと思います。

また、色んな分野に会計年度任用職員の方がおられますので、一遍に集まっただけということもちょっと難しいと考えておりますので、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

基本的に、今の質問で、一つ大きく変わるのとは期末手当が出るということで、これは年間2回なのではないでしょうか。もし、何月に出るという部分が分かりましたら、お答えしていただければという風に思っております。お願いいたします。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、正規職員と同じ、1年のうち2回を予定しております。支給月は6月と12月を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は、虐待防止策についてであります。

平成30年9月定例会に一般質問を行い、今回で2回目でございます。新聞やテレビで、毎日のように悲惨な虐待事件が起きています。また、残念ではございますが、本町におきましても2件の虐待事件が起きてしまいました。心が痛みます。

それでは、質問に入ります。

虐待防止マニュアルはありますか。

前回の質問の答弁では、マニュアルは検討しておられるということでした。

その後、どのようになっていますか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の虐待防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

1点目の虐待防止マニュアルについてですが、先の一般質問でもご質問いただき、本町独自の児童虐待防止マニュアルの作成について検討してまいりましたが、本町においても虐待事案が発生し、実情に応じたマニュアル作成に向けて県にご協力いただきながら、まずは本町で起こった児童虐待事案の検証を行っているところです。今後は検証を重ねるとともに、その結果をまとめ、本町の課題を明らかにした上で、香川県小児科医会の児童虐待防止ワーキンググループに所属されている医師や県、児童相談所、学校など各関係機関にご協力及びご助言いただきながら、課題解決に向けた対策も含めたマニュアル作成に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、2月9日の読売新聞なんですけども、虐待児保護定員超過2割ということで、緊急に急いで子供を預かる児童相談所が、一時保護所が定員がオーバーで、もうどのように対処しているのか分からないということが新聞に載っておりました。こういうことも含めて、本当に保護しなければならない緊急なことも多分にあるかと思っておりますので、そういったところも含めて虐待防止マニュアルを早く作成していただければという風に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

こども支援係が新設されたことですが、内容を伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のこども支援係の業務内容についての質問に答弁をさせていただきます。

平成30年4月の機構改革に伴い新設されたこども支援係では、旧福祉保健課の福祉係が担当していた保育所及び放課後児童クラブに関すること、ひとり親家庭への支援に関すること、児童手当等各種手当に関することに加え、新たに乳幼児等医療費助成に関する事務を担当しているほか、児童虐待件数の増加を背景に、児童虐待の対応や18歳未満の子供に関する全般的な相談対応、また児童相談所や警察をはじめ、学校や医療機関など関係機関との連携及び調整を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

このこども支援係という部分で、私思うんですけども、子供一人一人に寄り添う、詳細に把握ができ、早期に問題解決につながるということで期待しておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、次の質問でございますが、産前産後鬱に対する支援について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の産前産後鬱に対する支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、産前鬱の支援については、母子健康手帳交付時の面談でリスクアセスメントをし、それぞれ個別に支援計画を立てております。具体的には、過去に鬱病などの精神疾患の既往がある方や家族関係に問題を抱えている方など、支援が必要な妊婦に対し、地区担当保健師が定期的に電話連絡や訪問等で支援をしております。さらに、来年度より妊娠期から子育て期において担当助産師が継続的に家庭訪問を行う養育支援訪問事業を実施する予定であり、地区担当保健師と助産師が連携し、妊婦やその家族に対し出産に向けての不安解消と安心して子育てできる環境整備について支援してまいります。

次に、産後鬱への支援についてですが、産後鬱病は出産後数週間から数カ月以内に出現し、産後1カ月頃が発症のピークとなっていることから、産婦の心身の健康状態の確認及び産後鬱の早期発見のため、今年度より産後2週間と産後1カ月の産婦を対象に出産した医療機関において産婦健康診査を実施しております。健診の際には、産後鬱病のスクリーニングとして自己記入式のアンケートを実施し、産後早期介入の必要性や産後鬱病の疑いについて判断しております。中でも、支援が必要なケースについては地区担当保健師が

継続的にかかわり、産後間もない母親の体調確認や赤ちゃんの発育等も含めて支援しております。今後、医療機関や子育て世代包括支援センター等関係機関との連携をより一層密にし、産後鬱病の早期発見と早期介入、さらには児童虐待の発生防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、再質問になろうかと思いますが、この産前産後鬱になるという部分の要因というのは、原因は色々あるとは思いますが、主としての部分が分かりましたら教えていただきたいのと、それから鬱支援件数は何件ぐらいあったのか。また、今後はどのように発症状況、増えていくとは思いますが、その部分も質問です。

それから、産前産後、どちらが鬱になるケースが多いのかということで質問です。よろしくお願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、産後鬱の発症の要因となることですが、出産後、ホルモンバランスが不安定になることによりまして気分が沈んだり、日常生活で興味や喜びがなくなるといった症状が出ます。また、食欲の低下や不眠などの症状が現れております。これらは全て、出産によるホルモンバランスが崩れることによって起こると考えられております。

産後鬱の支援の件数でございますが、本町におきましては母子健康手帳を発行する際にヒアリングをさせていただいております。そして、全ての妊婦さんに個別支援計画を立てております。今年度につきましては、今までのところ110件となっております。その中で、リスクアセスメントをした結果、要支援が必要、ハイリスクと診断された方に関しまして、妊婦の方が今29件、要支援台帳に記載して個別に支援しております。また、産後鬱の可能性が高いハイリスクの方につきましては、今のところ22件となっております。

あと、産後鬱と産前鬱、どちらの発症の可能性が大きいかということですが、どちらもそれぞれの方の要因があると思いますので、どちらが高いというのは一概にはお答えできないんですが、産後鬱の場合は核家族化している中で、子育ての支援が受けられない中で一人で子育てで不安を抱えて、その中でホルモンバランスが崩れることによりまして鬱になるということがありますので、家庭環境の変化によりまして発症の数も多くなってくるのではないかなという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

主な要因とか、そういう部分も色んな家庭環境とか、色々ケースが多様化になってきているという部分があるかと思imasので、どうぞよろしくお願ひしたいと思imas。

次の質問に移ります。

虐待を繰り返す親の回復プログラムを実施できる体制が必要と思すが、できていますか、伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の虐待を繰り返す親の回復プログラムについてのご質問に答弁をさせていただきます。

虐待を繰り返す親への対応については、保護者と子供の分離が必要と判断される重度虐待事案であります。そのような重度虐待事案については、児童相談所において、児童虐待事案の保護者支援として施設入所等により分離していた子供が家庭復帰する際、親子関係を再構築する目的として家族再統合プログラムが実施されております。プログラムの具体的な内容は、保護者が子供を虐待した理由を振り返り、虐待の仕組みを理解した後に、保護者が描く家族の未来像に向けて保護者自身が立てた目標やその計画を実行していくものであり、虐待の再発防止と健全な親子関係の構築のためのプログラムです。また、子供が家庭に戻った後も、児童相談所のケースワーカーが定期的に面談を実施し、保護者を継続的に支援しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに、虐待された子供を保護することも大切ですが、虐待するということはやはり繰り返されるという可能性は多分にあると思imasので、回復プログラムという部分でそういう部分を関係機関と共有するという部分も必要かと思imasので、よろしくお願ひしたいと思imas。

最後の質問です。

今後の課題について、町の考え方を伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

家庭環境が複雑化し、児童虐待事案が増加傾向にあるという背景を受け、国が示した児童虐待防止対策の一つとして、市町において子ども家庭総合支援拠点の整備や相談体制の強化が求められています。現在、本町においては子ども支援係に保健師と社会福祉士の専門職を配置し、支援拠点の人員配置要件は整っておりますが、相談場所の確保など設備面において要件を満たしていません。そのため、現状においては窓口での個別相談の充実を図り、設備が整い次第、支援拠点を設置したいと考えております。

また、児童虐待だけでなく、不登校や非行など子供を取り巻く問題が複雑化している現状により、今後も児童相談所を初め各関係機関との連携強化に努めるとともに、担当職員の専門知識の向上と相談技術のスキルアップを図ることも必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今後の課題も本当にたくさんあるということ、一ついじめ、また虐待等もありましたら、その取り巻く環境、そういう部分はすごく関連してきているなという風に思っております。民生委員さんとか児童委員さんも含めて、私の方にも問い合わせをされたり、また健康福祉課の方にも、私直接課長の方からも色々とお話しして参考にさせていただく部分があるんですけども、今後はこういう意味でしっかりと町と家庭と、そして地域も含めて、学校も含めて共有という部分にしなければ絶対に減少に繋がらないという風に思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私、一般質問は終わらせていただきます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子議員の質問は終わります。

次に、10番 古川 幸義君。

議員（古川 幸義）

10番 古川 幸義でございます。

通告順により次の質問をいたしますので、関係する各課についての答弁をよろしくお願ひいたします。

質問は、令和2年度から導入の新たな健診、フレイル健診について、本町の取り組み及び今後の方針についてお伺ひいたします。

厚生労働省が令和2年度から75歳以上の後期高齢者を対象にしたフレイル健診を導入し、県広域連合と関係市町の相互の役割を今後、より求められている医療費の適正化や被保険者の健康保持のための保健事業に関する方針等を加えるものであります。背景には、国、県、本町においても高齢化が進んでいる状況であり、今後、被保険者の増加により右肩上がり医療費は増加傾向に当たるとしてあります。香川県広域連合では、基本理念に基づき7つの項目を上げ、取り組みを目指していると述べられています。

1つ、保険者インセンティブ、保険者の努力支援制度。1つ、事務の効率化、適正化。1つ、医療費適正化の推進。1つ、健康づくりの推進。1つ、広報活動の充実。1つ、個人情報適正管理。1つ、人材の確保による組織体制の充実強化。以上の7つの項目を掲げ、特にお年寄りの心身の衰えを早期に把握し、改善を図ることが大切として、令和2年度から75歳以上の後期

高齢者を対象にしたフレイル健診を導入することになりました。今回の導入に当たり、5つの市町は令和2年度より取り組みを開始されると聞いております。

そこで、本町では令和2年度よりの取り組みをお尋ねいたします。

1点目、従来の後期高齢者健診とフレイル健診は若干異なるものと思いますが、今回新たに追加される事項はどんなものでしょうか。答弁よろしく願います。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の新たに追加される事項についてのご質問に答弁をさせていただきます。

そもそもフレイルとは、簡潔に申し上げますと、加齢により心身が衰えた状態のことです。フレイルの判断基準の一つとしましては、体重減少、主観的疲労感、これは疲れやすいということですね。それから、日常生活活動量の減少、歩行速度の低下、筋力、これは握力も入れての話です。この筋力の低下の5項目のうち、3項目以上該当した場合にフレイルと判断をされます。多くの方は、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられており、フレイルに早く気づき、正しい治療や予防をすることが大切だと考えられております。

議員のご質問にありますように、後期高齢者を対象とした特定健康診査の際に使用される質問票が令和2年度より変更されることとなりました。これまでの質問票では、高血圧やたばこ、飲酒等の生活習慣病、メタボリックシンドローム対策の質問が主となっておりますが、令和2年度からの後期高齢者の方への質問票につきましては、運動機能や最近の体重変化について等のフレイル対策の質問へと変わります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁していただいたことに確認をさせていただきます。

フレイルの判定基準のうちで5項目を述べられましたが、これまでの質問状では高血圧やたばこ、飲酒等の生活習慣等メタボリックシンドロームの対策の質問が主となっておりますという風に答弁されましたが、他に運動機能や最近の体重変化についての確認をされると。

そこで、現在の歯科健診の結果や治療中の疾病の有無や服薬の状況の聞き取りなどは該当しないのでしょうか。答弁の方をよろしく願います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問に答弁します。

今回のフレイル問診の中には入っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問をさせていただきます。

2点目、フレイル健診にて得られた結果を、次工程ではどのように反映していくのでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の得られた結果をどのように反映していくのかのご質問に答弁をさせていただきます。

町では、特定健康診査を医療機関に委託し実施しているため、まず医療機関で新しい質問票を用いた健康評価が実施されることになると想定されます。また、質問票のデータが町に届いた後には、そのデータと町で把握できる医療情報、介護情報を生かし、適切な受診勧奨や介護予防に活用されることが想定されます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

本町では、高齢者保険課、健康福祉課、健康センター、地域包括センターと、各課各所の事業内容の関連はありますが、業務は詳細に分かれております。今回の事業での役割分担や各課各所の連携はどのように行っていくのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の多課となることの連携と、今後の取り組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

取り組みにつきましては、まだ事業内容が明確でないため、今後、関係各課等と協議連携を行いながら体制を整えたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、要望を述べさせていただきます。

本町ではこれから取り組むということで、早急に体制を整えるという答弁でございましたが、事態は深刻で事を急する事態と受けとめております。

近年の特別会計では、後期高齢者医療予算では平成30年度当初予算が3億4,280万円、令和元年度では3億4,400万円、令和2年度では約1割増え、今回の議案に上がっておりますが、今後増大する傾向であります。早急に体制を整えて施行していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

4点目、機構改革により、元の福祉保健課が高齢者保険課、健康福祉課へと

構成を変えましたが、今後は事業を推進するに当たり、部分的に機構改革の内容を修正し、枠組みの変更の必要性があると思いますがいかがでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の機構改革の内容修正、枠組み変更が必要かのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど述べましたとおり、関係各課と協議をしておりますが、現時点では機構改革までは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問したいと思います。

この再質問、町長公室もしくは機構改革の担当課の答弁にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

再質問いたします。

機構改革は常にP D C Aを繰り返し、業務の内容に微細の変更があれば、その都度修正をかけていくものと思っておりましたが、その年その年での検証は行っていないのでしょうか。また、P D C Aを毎年行うのが妥当ではないのでしょうか。お答え願いたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃられたとおり、機構改革というものはやはりその時代時代を反映したもので考えていかなければならないと考えております。それを考えまして、平成30年4月に機構改革を行った後、令和元年4月23日、24日、5月7日、8日にかけて各課のヒアリングを行っております。その結果、今のところ機構改革をするには至っておりませんが、新たな課題等が生じた場合は、その都度その検討を行いまして機構改革なりを、また業務の見直しなどを行っていく考えではございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁につきまして、再質問ではございませんが、機構改革というもので組織を編成いたしますと、今回、日本中で今問題になっております新型コロナウイルスの感染症対策、こういうものに組織が急に対応できないとか、そういう予測できない事態ができたときに、この機構改革で枠組みを決めるということが組織の運営上支障にならなように議会としては強く要望いたします。

それから、作業においてはグループワーキング、各課の連携が必要として、

例えば健康福祉課であれば健康センターがございますので、健康センターと  
その中で高齢者保険課との連携、また業務課との連携、色々な様々な各課の  
連携があると思っております。そんな中で、機構改革というものが縛りをかけ  
ずにこの行政が柔軟にできるように、議会として強くお願いしたいと思いま  
す。

それでは、次の質問をさせていただきます。

5番の1と5番の2は一括で聞かさせていただきます。

5番目の1、フレイル検診を実施する市町は必要な医療専門職の人員の確保  
に努めてもらいたいとあるが、本町では人員の確保をどのようにお考えです  
か。

2点目、保健師の配置は適正配置であるのか。今後の担当人員は確保されて  
いるのでしょうか。

補足ですが、保健師の受け持つ仕事は乳幼児健診、集団健診、特定健診、栄  
養指導、保健指導など職務が多様であるため、人員の確保は現在でも課題と  
思われますが、ご回答をよろしくお願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の人員の確保についてと、保健師の適正配置についてのご質問に  
答弁をさせていただきます。

まず、人員の確保についてですが、体制を整えていく際に、新たに人員が必  
要であるということになりましたら、どのような資格を持った人員が必要か  
ということも含め、人員確保の検討を行ってまいります。

次に、保健師の適正配置についてでございますが、先ほど述べましたとお  
り、新たな人員が必要となりましたら適正な人員確保の検討を行ってまいり  
ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問させていただきます。

高齢者保険課の課長が答弁されましたが、これは該当する課に答えていた  
だきたいと思っております。

人員適正配置につきましては答弁いただきましたが、今回私はフレイル検診  
に関しての質問をしておりますが、背景には令和4年に実施いたします高齢  
者保健事業と介護予防の一体的取り組みの実施にどう本町が取り組むかが重  
要であります。国、厚生労働省では、特別調整交付金の交付、先進事例にか  
かわる支援として、広域連合では市町とも連携し、専門職の人件費の費用を  
交付とあります。

冒頭に7つの項目を上げました一つに、人材確保による組織体制の充実強化

とあります。保健師、介護士の専門職を増員し、専門職を強化するべきではないでしょうか。もしこれに関連があるとすれば、該当する健康福祉課長の健康センター側にもちょっとその辺の現状をできればお聞きしたいと思えます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

健康センターの保健センターで業務をしております保健師につきましての業務内容でございますが、現在、健康福祉課としまして、こども支援係には2名、福祉係には1名、そして保健センターで業務を行っている健康増進係には、子育て世代包括支援センターの専任保健師1名を含めまして6名で業務を行っております。

議員ご指摘のとおり、保健師の業務は多岐にわたり、非常に忙しい中で業務をしております。人員は足りているかというような内容だと思いますけれども、今現在のところは限られた職員の中で助産師や看護師の専門職を臨時、またはパートで雇用させていただきまして、チームを組んで業務を補いながら行っているという現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、先ほど質問しました、県の方では人員の確保として予算を計上しておりますので、やはり4年後のそういう取り組みに対して今年度、令和2年度から専門職の増員を図るということで、特にこれを強く要望したいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

6点目、検診の受け入れ態勢、医療機関、対症療法などを行う医療機関の連携はどのようになっているのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の検診の受け入れ態勢、医療機関との連携についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町では特定健康診査を医療機関に委託し、実施しております。実施前には各医療機関を訪問し、協力をお願いをしておりますので、今後も協力が得られるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、今の答弁について要望事項がございます。

多度津町は、令和2年度には計画段階であり実施する予定ではございませんから、今の時点ではなかなか答えづらいところがたくさんあると思えますの

で、議会として要望いたします。病気、けがなどで入院した後に、認知症になったり意識レベルが下がる、また筋力が低下するなど、より介護に近づく状態になりつつあります。原因は、けが、病気の影響で運動量が減少し、筋力の低下や意識力の低下、またメンタルの相談など、受け入れ側は幅広い分野になりますが、何とぞ各医療機関に対し、また幅広い協力の依頼をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

7点目の質問に入らせていただきます。

フレイル検診の結果をもとに、より適切な改善指導を行うためにはどのようなことが必要と思いますか。ご答弁お願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の検診結果をもとに適切な改善指導を行うためにどのようなことが必要かのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、後期高齢者の方に関する健診結果に基づく改善指導は後期高齢者医療広域連合が行っておりますが、国民健康保険の方には既に町が医療機関に委託し、個々に合った改善指導を行っていただいております、その指導結果報告をもって町が指導状況を把握しております。

また、保健センターではCKD、慢性腎臓病に特化した予防相談や健康教室も実施しておりますので、今後も継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも要望でございます。

国民健康保険では、個々に合った改善指導は行っておりますという答弁でございますが、今後は後期高齢者医療広域連合とより連絡、情報交換を密にして取り行うということであるということで、与えられた情報は個人のデータでもありますので、併せて家族の情報も取り込み、より良き結果を出すように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、8点目の質問に入らせていただきます。

今回の検診は後期高齢者対象ですが、74歳以下の年齢、プレフレイルについてもフレイル防止として検診の必要性があると思われませんが、今後どのようにお考えでしょうか、ご答弁お願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の75歳未満の方に対するフレイル検診の必要性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成29年に国が実施した国民健康・栄養調査において、低栄養にある高齢者の割合は男性13.4%、女性22.4%であり、フレイルと低栄養は強く関連しているという調査結果が出ております。高齢者における低栄養状態は認知機能

低下リスクが高くなるため、フレイル検診を行うことによって認知機能低下を未然に防ぐことができると思われます。よって、高齢者に対するフレイル検診を実施することは有効であると考えられますが、対象年齢の拡大につきましては、今後の結果を見て検討していくべきではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁について、再質問ではございませんが、要望として述べさせていただきます。

フレイル検診とともに、けが、病気による入院後の体力低下や筋肉力の低下などによって介護の必要性が出てくるのは必至と思いますが、様々のリハビリによって入院前の状態に復帰できますよう希望することは患者本人また家族の願いでありますので、よろしく願いいたします。現に、74歳以下の方の症状を見ますと、やはりけがをしやすい、また疾病をするという可能性がすごく増えて、介護により近い状態になるような可能性が多かろうと思われます。よって、この検診は、今までとはまた新たに進化した検診であるよう、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の9点目の質問に入らせていただきます。

現在、フレイルに対し事業を展開する法人、NPOなど既にありますが、今回、フレイル防止のため検診を希望する人が増加すると思いますが、よって医療と理学療法を取り入れ指導を行う事業所が多く必要と思われますが、いかがでしょうか、ご答弁お願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員のフレイル対策事業を行う事業所についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、民間でフレイル対策を行う事業所が増えていくことが望ましいと考えておりますが、町といたしましては既に介護保険制度で町内に高齢者の居場所づくりを実施している団体があり、その居場所に専門職が出向き、医療的な指導や教室を行っていくことができるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

9点目のことで再質問がございます。

これは、よければ健康福祉課の課長にお願いしたいと思うんですが、従来の居場所づくりも現状で残しつつ、また居場所づくりの中に専門職が出向いたり、今後は医療的な特殊な指導ができるような特性を持った居場所づくりも

必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（村井 勉）

どっちに質問しとんですか。

議員（古川 幸義）

健康福祉課長って私最初に言いましたが。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の再質問にお答えいたします。

保健センターの保健師が担当している業務の中には、主に住民の健診であったり子育てに関することで、高齢者の居場所には直接は関わりはしておりませんが、非常に必要なことだと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、最後の10点目の質問をさせていただきます。

フレイル検診を実施するに当たり、これを受ける該当者の方はどのようなことを望んでいるか。当局としてご推察でも構いませんので、お答え願います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の該当者はどのようなことを望んでいるかのご質問に答弁をさせていただきます。

加齢による衰えを感じ、どうにかしたいと思っている住民の方に対しましては、地域包括支援センターが実施している介護予防教室や保健センターで実施している健康教室を紹介することができます。しかし、自分で衰えを感じていなかったり、改善を望んでいなかったりする方に対しましては、町関係機関が連携して気長に自宅訪問等を行い、改善を促していく必要があるかと考えます。町民の皆様の健康と医療費の適正化を目指し、できる限り要介護状態に進まぬような取り組みを行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁、どうも有難うございました。

再質問ではございませんが、担当課長のおっしゃられた答弁はまさにそのとおりではないかと思っております。町関係機構が連携し、また気長に自宅訪問を行い改善を促すのは、これから高齢化する中で医療費の適正化や介護の予防に最もよりよい効果が出ると思っております。介護につく方は、入院、またけがなどによって体力が落ちておりますから、今やっているフレイル事業のことに关しまして、今行っていることは講習を行ったり、こういう風な

色々な課題を設けて栄養指導とか口腔ケアとかそういう講習を皆さん方、地道に続けられておりますが、入院された方や体力が落ちた方はその場に出向いていくことは叶いません。よって、そういう機会がありながらそこへ出向いていけないというのが現状でございます。そういう方を、今から介護される状況にならず、健康寿命を延ばし明るい老後を送らせていただくためには、何よりも患者や家族が健康でいて、元気で明るい人生の後半を過ごしていただきたいのは、真の願いでもあります。住民や議会を代表してお願いする次第でございます。それでは、これで質問を終わらせていただきます。どうも有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義議員の質問を終わります。

これで暫時休憩に入ります。

再開は10時25分であります。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

議長（村井 勉）

休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に、5番 中野 一郎君。

議員（中野 一郎）

5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問いたします。

1、道路整備の優先順位について、2、婚活・終活について、3、教職員の働き方改革について。

以上、3点について質問いたします。

まず、道路整備の優先順位についてです。

快適な都市空間の形成のためには、安全で利便性の高い道路の存在が条件の一つです。安全で快適な道路環境を確保するため、道路の整備や自転車と歩行者、車が共存する安全な道路環境への取り組みが求められています。そのような中、平成31年度施政方針の快適な都市空間の形成の中で町長は、道路整備につきましては舗装路面性状調査の結果に基づく整備計画を策定し、計画的に進めてまいりますと述べられています。

そこで、道路整備の状況等について、次の3点についてお伺いします。

まず、舗装路面性状調査の結果についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の舗装路面性状調査の結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

道路の舗装路面性状調査につきましては、平成30年度に町道の431路線、延長で約133.6キロについて調査を行っており、調査の内容については路面のひび割れ、わだち掘れ、平たん性等を路面性状測定車で走行しながらの路面状況の撮影、測定を実施いたしました。

調査の結果につきましては、早急に修繕が必要な箇所がある路線が47路線、修繕が必要、または修繕を行うことが望ましい箇所がある路線が164路線、修繕を必要としない路線が220路線で、延長については早急に修繕が必要な状況にある道路延長は約25キロで、全体の18%に当たります。また、調査結果をもとに舗装の損傷状況、路線の重要性、交通量及び事業費等も含め、客観的な修繕の優先順位の指標についても検討を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

続いて、市町村の行う道路調査とは、道路整備チェックリストをつくり、交通量、整備コスト、迂回路の状況、沿道利用の状況などの評価項目ごとに配点する仕組みをつくることだと思います。それによって、公平で透明性のある道路整備を進め、道路整備の優先路などを作成する必要があると思います。今後の道路整備の町の考え方をお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の道路整備計画並びに今後の道路整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

道路整備計画についてですが、議員のご質問にもありますように、安全で快適な道路環境を確保するには町全体の道路調査を行い、道路整備計画を策定し、事業を計画的に推進していくことが必要だと思います。

本町が進めます道路事業については、国の交付金事業等で行う幹線道路の整備や、県の補助事業を利用した町道の新設や拡幅工事があり、併せて既存道路の維持管理がございます。今後も道路整備事業を進める上では、町の都市計画やまちづくりにおいても道路整備の進め方が大変重要だと考えております。また、昨年度に実施いたしました舗装路面性状調査の結果と課題を整理検討し、さらには地域の特性や地元の要望等を勘案し、道路利用者が安全で利用しやすい道路整備計画の策定に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、町道と認定されていない生活道路についてお伺いします。

生活道路は幹線道路に比べ、大型車交通量等路面の劣化に大きく影響する外

的要因は少なく、そのため路面の劣化速度も緩やかです。それでも、建設から何十年もたてば、時間の経過とともに舗装路面や舗装構造の劣化が進行して、それによる走行の安全性や快適性が損なわれる恐れがあります。特に、自動車だけでなく自転車、歩行者の安全性を低下させ、事故に結びつく危険性があります。生活道路は幹線道路に比べてはるかに多いことから、日常的な維持管理業務と密着した計画的な維持補修計画が必要と思われます。この生活道路についての合理的な点検補修計画について、町の考え方をお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の町道と認定されていない生活道路についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町道に認定されていない道路については、一般的に生活道として区分された道路で、その中には町が農道整備事業として整備した道路や寄附により町の公共用財産として登録された公衆用道路、地方分権一括法により国より移管された法定外公共物の農道等、また個人の名義で所有された私道、自治会等が町の補助を受け整備された道路など、様々な所有、管理形態を持った道路がございます。これまでも住民の皆様から生活道路の維持管理として様々なご要望をいただいておりますが、町道及び町所有地以外の道路については台帳等の整備管理はされておらず、所有者や維持管理情報が把握できていないことから、その都度管理主体が誰になるのか、所有の形態や道路として整備された経緯など登記簿の閲覧や関係者等に聞き取り、その状況把握を行い対応しているところでございます。

現状の対応といたしましては、その所有者や道路整備を行った組織など関係者に対し、老朽化の状況説明や安全性確保のために必要な点検の実施や維持修繕について適正な管理をお願いしているところでございます。また、法定外公共物の農道等の管理につきましては、境界確認や用途廃止の財産管理については手続は町が行っておりますが、日常的な維持管理など機能管理については原則として受益者である水利組合や自治会などの地元関係者をお願いしているのが実情であり、本町においてはその維持修繕に必要な花崗土やコンクリートなど、材料の支給を行っているところでございます。

生活道路については、その所有や整備の経緯とは別に、買い物や通院といった日常的な移動から、火災や救急など緊急車両の通行、災害時の避難など様々な機能を有すことから、町としてできる限りの対応をしたいと考えますが、全ての生活道路等の維持管理を町が担うことは財政面からも難しく、生活道路の維持修繕計画の策定につきましては現段階では策定することは難しいと考えます。なお、生活道路整備については、現在、国、県の補助等の制

度を活用することができるメニューがなく、今後、生活道路の維持管理を進めていくには町としての取り組みなど施策を検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

道路は住民が毎日必ず使う公共インフラです。住民からは、道路が直るとありがたいと言ってもらったりします。これからも地道に道路の整備を行ってってもらったらと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

婚活・終活についてで、少子化が進んでいる多度津町では少子化対策の一環として、多度津町婚活支援事業補助金交付要綱に基づき、婚活事業を行う団体を支援しています。そのような中、多度津町商工会議所青年部が主催している婚活について、安心感を覚える方も多く、イベント内容についても充実していて人気があるようです。また、3月28日には、多度津芸術塾村プロジェクトチームにより芸術喫茶清水温泉で完熟婚活オリンピックが実施される予定と聞いております。

そこで、婚活支援についてお聞きします。

まず、婚活支援事業の充実についてということで、多度津町においては婚活支援事業を行う団体を支援することにより独身男女がカップルになる出会いの場を提供し、多くのカップルも成立してきました。移住・定住促進とともに、さらなる人口減少、少子化対策として期待されています。しかし、カップルのうち何名が結婚し、どこに婚姻届を提出したかを把握できていません。もっと商工会議所との協力体制が必要ではないでしょうか。婚活支援事業の検証と課題及び今後の事業の方向性についてお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の婚活支援事業の充実についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町が取り組んでおります婚活事業につきましては、議員のご質問にもありました結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する事業、または結婚を推進するための事業を行う団体に対し、1事業につき10万円を限度として補助を行う婚活支援事業補助金がございます。実績といたしましては、多度津商工会議所青年部が実施しております婚活事業に平成29年度より補助を行っており、当事業の参加者総数は平成29年度が45名、昨年度が27名、今年度が25名で、カップルの成立につきましては平成29年度が13組、昨年度が2組、今年度が1組との報告がございました。しかしながら、結婚に至った

かどうかの実績は把握できておりません。

また、香川県におきましては、平成28年10月に結婚支援を行う拠点としてかがわ縁結び支援センター、通称EN-MUSUかがわを設置いたしております。EN-MUSUかがわでは、結婚を希望する20歳以上の独身男女の1対1の出会いをサポートする縁結びマッチング事業や縁結びイベント事業が行われており、縁結びおせっかいさんと呼ばれるボランティアがサポートを行っております。本町といたしましては、協力団体として会員登録の促進やイベント情報の周知などを行っており、昨年6月現在の多度津町における縁結びマッチング登録者は県内1,262名のうち25名で、縁結びおせっかいさんの人数は県内97名のうち3名でございます。なお、この事業での成婚数は把握できているとのことですが、個人情報保護の観点から公表はされておりません。議員ご質問の本町での婚活事業の検証につきましては、先ほど述べましたとおりできておりませんが、新たな出会いのきっかけの場となるとともに、地域全体で結婚を希望する男女を応援する機運の醸成につながっているものと考えております。併せて、町内の施設や食材を活用することで、参加いただいた方々に町の魅力を発信することができているものと考えております。

課題につきましては、近年参加者が集まりにくいことや、議員ご指摘のとおり成功数の把握などができていないことが上げられます。このことから、今後の方向性といたしましては、婚活事業を実施している町内の団体及びEN-MUSUかがわなどの関係機関との連携を一層強化し、事業の周知や事業実施後のアフターフォローについても研究して、婚活事業が効果的な取り組みとなるように充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、結婚支援についてお伺いします。

婚活でカップルが成立しても、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者が多くいます。生涯未婚率が年々増加傾向にある要因の一つとしても上げられています。国立社会保障・人口問題研究所が出しているデータによれば、結婚の意思のある未婚者を対象に、1年以内に結婚するとしたら何が障害になるかを調べたところ、結婚資金との回答が最も多く、男性で43.3%、女性で41.9%、次に結婚のための住居との回答が男性で21.2%、女性で15.3%とされています。国の結婚新生活支援事業では、結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助し、新生活の応援をしています。年間所得の上限はありますが、必要経費の2分の1を国が負担し、2分の1を町が負担するものです。そこで、多度津町の結婚支援についてお伺いします。

まず、本町においても、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者を後押しする国の結婚新生活支援事業を活用し、新婚世帯を支援してはどうか、町長の見解をお伺いします。

また、婚姻届を多度津町へ提出し、結婚される全ての方を真心から祝福することができ、喜んでもらえる記念撮影用フォトスタンドの設置を提案しますが、町長の見解をお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の結婚支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、国の結婚新生活支援事業につきましては、地域少子化対策重点推進交付金事業の一つとして、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する自治体を対象に、国が地方自治体に対し支援額の一部を補助するもので、議員のおっしゃるとおり補助率は2分の1、交付上限額は1世帯当たり事業費ベースで30万円、対象世帯は夫婦ともに34歳以下、かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯でございます。

香川県内における実施自治体を調べたところ、昨年度には3自治体が実施しておりました。しかしながら、本年度におきましては1自治体が結婚活動への支援に切り換えたことから、2自治体が実施しております。実施しております自治体に確認したところ、問い合わせはあるものの所得要件が満たされず、補助対象にならない世帯があることから、補助の活用実績は少ないとのことでした。

平成27年に国立社会保障・人口問題研究所が行った第15回出生動向基本調査によりますと、結婚意思のある未婚者が独身にとどまっている理由として最も多いのが、男女ともに適当な相手にめぐりあわないでございます。こうした現状を踏まえて、本町の婚活支援の方向性として、町の特色や魅力を生かした婚活事業に対しすべきであると考えておりましたが、議員ご指摘のとおり、先ほどの調査結果の中には結婚資金が足りない、住居のめどが立たないといった経済的理由の回答も多いことから、新婚世帯の経済的な支援も含め、結婚支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、結婚記念撮影用フォトスタンドの設置についてでございますが、現在、本町では婚姻届を出された方に町内の協賛企業で使用できるクーポン券をお渡ししております。また、平成27年4月に町花町木である桜や特産品のブドウなどをデザインした「たどつ婚姻届」を作成をし、この婚姻届を出された方には永久の愛を誓ったお二人を祝福する気持ちも込めて、カラーコピーした婚姻届を特製オリジナルファイルに入れてプレゼントしております。

たどつ婚姻届の届け出実績といたしましては、平成27年度は婚姻届の提出303組中102組、平成28年度は299組中72組、平成29年度は285組中55組、昨年

度は221組中53組から「たどつ婚姻届」を使用し届け出をされております。今後も議員からのご提案もありました結婚記念撮影用フォトスタンドの設置を検討し、多度津町で婚姻届を提出いただき、幸せいっぱいのお二人を心から祝福するための取り組みを続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、終活についてお伺いします。

数年前に終活ブームが起こって以来、その言葉を耳や目にする機会が増えてきたと思います。一口に終活といっても、葬儀、お墓、相続、遺言書など、その内容は様々です。言葉を知っていても実際にはどういったことをすればよいのか、何から取りかかればよいのか分からない人も少なくないのではないのでしょうか。高齢化で様々な終活がクローズアップされる中、終活を奨励する自治体は増えています。補助金や終活ノートの配布など、自治体の支援は様々です。

そこで、多度津町の終活支援の実態についてお伺いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

終活支援の実態についてのご質問に答弁をさせていただきます。

終活支援につきましては、高齢者保険課と地域包括支援センターにおいて相談対応を行っております。しかし、高齢者福祉や介護保険に関する相談から終活相談へ発展するケースがほとんどであり、終活に関する相談のみを目的で来庁されるケースは現時点ではございません。

次に、関連する補助金制度ですが、現時点ではございませんが、在宅医療介護連携推進事業の一環として地域包括支援センターが講座を開催しております。平成30年度に2回、「人生振り返りノートの書き方」講座を開催し、1回目の「終活の必要性」については26名が聴講し、2回目の「愛の伝え方、引き継ぎ方」については24名の町民の方が聴講されました。いずれも定員を超える参加となり、今年度は定員を30名に増やし、3月16日と23日に「エンディングノートの書き方」講座を開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染対策として7月以降へ延期させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

多度津町においても、ひとり暮らしの高齢者は年々増加しています。民生委員の方からも、終活についての相談も寄せられると聞いています。今後、高齢者人口の増加に伴って終活支援を求める声も当然上がってくると思います。身寄りがなく頼れる知人もいない場合、最期を迎えるに当たり本人の希望をかなえるということも行政の役目ではないのでしょうか。相談窓口の充実

というものを図るべきではないかと思えます。今後の町の対応についてお伺いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

中野議員のご質問の終活についての相談窓口の充実について答弁させていただきます。

町においては、町内に居住する高齢者及びその家族を対象に、弁護士による高齢者等相談を毎月第3火曜日に実施しております。また、関係機関と連携のもと、成年後見制度に関する相談についても令和元年10月から開始しております。成年後見制度のうち、任意後見制度は自分の判断能力が低下したときに備えて、将来誰にどのような支援をしてもらいたいかという内容を決めて契約を結んでおく制度であり、その相談窓口としてご利用いただければと思っております。なお、日程については広報にてお知らせをしております。

また、平成28年度から毎年、在宅医療介護連携事業の講演会を実施しております。平成28年度は「医療や介護が必要になっても最期まで自分らしく」というテーマのもと、尊厳死についての講演会を実施したところ、114名の参加があり大変好評でございました。平成29年度は「認知症になっても住み慣れた地域で生活するために」、平成30年度は「今から終活、まず話し合おう、後悔しない最期の迎え方」をテーマに、講演会を実施しております。今年も1月25日に創作落語「天国からの手紙」、講演としまして「人生会議と遺言に関する話」を実施しました。今後も住民の皆様が終活について考えるきっかけとなるような講演会を開催してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

婚活、終活、これは1人で問題を解決できなくて困っている人たちです。最終的に行動を起こすのは自分でしかできません。その手助けを、温かい気持ちで寄り添ってあげてサポートしてあげるのが行政の役目でないかなと思います。これからもよろしくお願いします。

次に、3番目の質問の教職員の働き方改革について質問申し上げます。

教職員を取り巻く課題として、長時間労働の問題があります。特に、近年は発達上の課題を抱える子供が増えたり、保護者の価値観が多様化したり、雑務と言われる調査ものも多く、総合学習の創設を初め、教科としての道徳や英語教育が盛んに行われるようになっていたり、中学校では部活動が盛んに行われていること、さらに2020年からはプログラミング教育の必須化の準備などにより、在勤時間が増えていると言われております。本来、教員は自らの専門性を高める教材研究や児童・生徒と向き合う時間が大切であるはずで、児童・生徒の教育には、教員がどのように関わるのかがとても重要な意味を持

ちます。そのために、教員は専門性を高めることはもちろん、日々の生活の質を高め、人間性を磨くことが必要です。その上で、教員が授業の準備や児童・生徒と向き合う時間を確保することは、子供たちの健全な育ちに必要不可欠だと思います。

文部科学省は平成30年2月に、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの決定について通知を出しました。この通知では、業務を3つに分けて、業務改善に向けた取り組みを各教育委員会に対し、順次適切に行うように求めています。具体的な内容を読んでみると、例えば学校の先生と保護者や地域の方々が一緒に行っている登下校の見回りや挨拶運動などは、この通知では基本的に学校以外が担うべき業務となっていますが、本当に学校以外の業務としていいのでしょうか。毎朝児童・生徒たちと顔を合わせることで児童・生徒の様子の変化など先生が気づくことや、信頼関係が生まれる大切な時間でもあると思うのです。

また、児童・生徒の休み時間における対応や校内清掃は、必ず先生が担う必要のない業務となっています。これらの業務については、本当に教員が関わらなくてよい業務と分類すべきなのか疑問であります。この通知は、教員は勉強を教えるだけでよいと書いてあるようにも読み取れます。また、この通知では、教育委員会に対し所管の学校の業務改善に関して在校時間の縮減に向けた業務改善方針を策定するように求めています。

一方、町長の平成31年度施政方針の豊かな心を育てる教育の充実の中でも、教職員にとっても働きやすい環境の整備を進めてまいりますと述べられております。それは文部科学省の働き方改革の通知を受けての施政方針であると思われまます。

そこで、次の2点について教育長にお伺いします。

まず、多度津町教育委員会では業務改善方針をいつ頃策定し、どのような内容を検討実施しているかお伺いします。

教育長（田尾 勝）

中野議員の多度津町教育委員会では業務改善方針をいつ頃策定し、どのような内容を検討実施しているかについてのご質問に答弁させていただきます。

平成29年10月の2週間、試行的に小学校、中学校において教職員が使用しているパソコンを活用して勤務時間の実態把握をしたところ、その2週間の町内の小・中学校の平均勤務時間は11時間39分でした。この結果から、本町においても長時間勤務が常態化していることが窺えました。こうした問題解決を図る取り組みにつきましては、学校のあり方を根本から問う課題でもあ

り、国の動き、出される施策等を十分に注視しながら検討を加えなければならないと考えております。学校現場や教育委員会レベルで、改善すべきことは速やかに実施するという方針のもとで総合教育会議、教育委員会において検討を加え、業務改善の4つの指針にまとめました。

1点目は、学校における勤務実態の把握。しっかり勤務実態を把握することです。2点目は部活動に関する休養日、活動時間の設定。3点目は、夏季休業中における学校閉庁日の設定。4点目は、業務の適正化と課題解決を図るための専門スタッフの配置。以上の4点について指針を定め、小・中学校からの協力を得るとともに要望も聞きながら実態に即した実施を進めており、一定の改善も図られているところであります。また、学校現場においても、長時間勤務の実態を解消するために会議の効率化、事務処理の効率化、公務分掌の見直しなどを通して、校長のリーダーシップのもとで主体的に業務改善を図っているところであります。

県教育委員会は平成30年3月に教職員の働き方改革プランを作成し、公表しております。その中で、取り組みの方向性を業務の適正化、業務の効率化、学校運営の改革と意識改革、保護者、地域への理解促進としており、全県的に共通して取り組んでいくことが望まれる重点項目を働き方改革となる勤務時間の客観的な把握、部活動に関する休養日、活動時間の設定、夏季休業中における学校閉庁日の設定、そして夜間、休日における留守番電話の導入としております。本町教育委員会としましては、この県のプランも参考にしながら、本町の実態に即した実効性のある取り組みを着実に進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

働きやすい環境の整備を実施したその成果と今後の課題についてお伺いします。

教育長（田尾 勝）

中野議員の働きやすい環境の整備を実施した成果と今後の課題についてのご質問に答弁させていただきます。

教職員の勤務実態ですが、令和元年度の4月から1月までの町内小・中学校の月当たりの80時間超過教職員数は、平均すれば5人に1人、19%でした。また、中身を見ても小・中の講師によって数は大きく異なりました。また、同じ小学校でも大きな差が生まれていることが分かりました。月ごとに比較すれば、6月が多く8月はゼロ%でした。平成29年度に比べて大幅な改善が図られていると言えますが、県の教職員働き方改革プランの目指すところである80時間を超過する教職員の数がゼロ%となるよう、今後も改善を

続けていく必要があると思います。

改革の目的は、教職員は児童・生徒に関わる時間を持つことであり、この視点から全国学力・学習状況調査を見ると、こうした項目があるんですけども、先生は間違えたところ、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思いますかの質問に対して、本町の児童は72%の児童が当てはまると答え、全国、県平均より高い数字が出ているということも成果の一端ではないかなと思います。

また、学校現場が主体性を持って改革のプロセスを大切にしながら、出退の管理、行事の精選、参加の見直し、会議の効率化を図る現場発信の取り組みが見られるようになったのも成果の一つであると思います。課題としては、ICT環境の充実、中でも校務支援システムの導入、オンライン研修の導入、また学校、家庭、地域の連携を図るコミュニティ・スクールの導入、拡張を進めること、また勤務時間を意識した働き方改革を進める留守番電話の導入などが今後の課題であります。

また、学校がチームで協力して教育活動に取り組めるようなシステムや雰囲気を作るとともに、ストレスチェックを初めとするメンタルヘルス対策を充実させ、教職員の心身ともに健康を維持できるようにすることも大切な課題です。

今後も国、県教委の動向も見据えながら、学校、保護者、地域の方々とともに、町内において子供たちが健やかに育つような環境を作る教職員の働き方改革を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今の留守番電話サービスのことの再質問ですけれども、去る2月27日に教育委員会の学校教育係から教育関係者の方に、留守番電話サービスを導入することになったというメールが届いていると思います。その内容について簡単に説明をいただきたいと思います。

教育長（田尾 勝）

中野議員の留守番電話の導入について、懸案の重要課題であった訳ですけども、今週の月曜日より留守番電話を導入することにしました。小学校では19時から朝の7時まで、また中学校では20時から朝の7時までということで、夜間の教職員の業務の改善とか、あるいは時間を意識した勤務をするということについて配慮できるようにしたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。

学校の先生が健康で子供たちを教育していただけるよう、メンタルヘルスの対策等、今後さらに充実させていただきますようお願いいたします。私たち議員も地域の住民の一人として、子供たちが健やかに育つよう協力させていただきます。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎議員の質問は終わります。

次に、9番 小川 保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。9番 小川 保です。

本日は新型コロナウイルス感染症への対応についてと新ホールの利用について、これを一問一答にて質問いたします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、この1週間の間に政府、安倍晋三首相からの小・中、高の休校など急務な要請があり、多度津町行政においても混乱されたことでしょうか。改めて整理し、質問いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

令和元年12月以降、中華人民共和国において新型コロナウイルスに関連した複数の肺炎の発生が報告されており、中国を中心に世界各国から発生が報告されております。世界保健機関、1月31日未明、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当すると発表しました。こうした状況から、日本では、新型コロナウイルス感染症は感染症法に基づく指定感染症に指定しました。また、安倍晋三首相は2月26日、首相官邸で開かれた新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベントは大規模な感染リスクがあると述べ、今後2週間はイベントの中止や延期、規模の縮小を政府として要請すると表明しており、続けて2月27日には、来週3月2日から春休みまでの期間、全国小・中、高校においても休校の要請をいたしました。多くの町民の方も、感染のリスクを恐れ、感染しないようにするためにはどういうことに気をつければいいのかなど、大変心配していると思っております。

そこで、町として今回の事態をどのように認識し、対応されておられるのか、丸尾町長にお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の新型コロナウイルス感染症への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症について、毎日マスメディアから発信される情報

に多くの町民が関心を持ち、日本のみならず世界の動向にも注目しておられると思います。

現在の状況は、世界的な流行であるパンデミックが起こっていると言っても過言ではないと認識をしており、私どもにとって対岸の火事ではなく、危機意識を強く持って対応していかなければならないと考えております。

小川議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として定める等の政令の施行や、検疫法施行令の一部が改正され、蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められる指定感染症とされております。2月25日、国の対策本部より、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出され、香川県において感染予防対策に努めるとともに、感染が疑われる方や患者が発生したときの体制が整備されました。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症の特徴や症状、気をつけることについての情報を、自治会回覧及びホームページでお知らせをしております。また、2月26日には、庁内会議を開催をして、庁舎内での対応や町が主催する会議、イベント等について協議を行いました。

2月28日には、多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、同日、第1回対策本部会議を行い、現状の情報共有及び各課における対応状況について協議をしております。今後は国や県、近隣市町の動向を注視し、随時対策本部会議において協議しながら、関係機関との連携により町民の健康及び安全を守ることを第一に、最善の感染予防対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

確認いたします。この多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部、これの担当課はどこになっておりますでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部につきまして、事務局といたしましては健康福祉課となっております。この本部につきましては、本部長を町長といたしまして、副本部長を副町長と教育長、各課の課長を本部委員といたしまして検討会議を実施いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

イギリス国籍のクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスに乗船した乗客の中に感染者がいたことから、非常に多くの方が新型コロナウイルスに感染しまし

た。また、インバウンドで日本に観光で来た人の中にも感染者がいたことから、感染者と濃厚に接触した日本人にも感染が広がりました。香川県にも外国からの観光客がたくさん来ておられ、何よりも多度津町にはたくさん外国人労働者が住まわれております。その方たちが休暇で母国に一時帰国し、再度本町に戻ってくるなど、懸念すべきことはあまた存在します。従って、他自治体に比べて本町はまだ大丈夫だということとは言えないのではないかと思います。

感染症を初めとする公衆衛生に関することは、一般的には保健所の所管であり、多度津町の場合、丸亀市にある中讃保健所の所管であります。多度津町行政として、町民の健康が危険に晒されている現状は重々ご承知のことでありましょうから、上部組織から指示がなくても周辺自治体と相談しつつ緊急の対応はしなければならないのではないのでしょうか。どのような対応を行い、また計画しているのか、情報の収集から分析など、対策、そういった事柄を町民一人一人にきめ細やかな措置が求められております。

ここで、健康福祉課長にお尋ねをいたします。

町内在住の外国人についての対応、対策はいかがでしょうか。また、町として急遽対応したことや今後の対策などそして新型コロナウイルスの感染など、住民一人一人が心配であろうかと存じますので、民間医療での相談、検査など状況はいかようになっているのでしょうか。多度津町からの取り組みは当然としつつも、町民の皆様に対しても町からのお願い、要請なりのメッセージなどをお示しいただいたらいと思います。よろしくお願ひいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の町内在住の外国人についての対応、対策、また町として急遽対応したことや今後の対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小川議員のご指摘のとおり、本町においては労働者に限らず外国人が多数居住されております。また、1月以降も国内外からの外国人の転出入等、移動も見られております。

本町において、当初より中讃保健所保健対策第1課安全・安心対策班から、外国人労働者がおいでる企業の感染症対策についての現状等に加え、中讃保健所の感染症電話相談の件数や内容等、随時確認しております。また、現在は旅行等の移動で、外国人に限らず全ての町民が感染症の媒体となる可能性がありますので、町ホームページで広く注意喚起をしており、併せて厚生労働省や首相官邸、内閣官房等の最新情報が得られるように関連情報として掲載しております。また、2月28日には新型コロナウイルス感染症について、情報提供や相談窓口のご案内と、手洗い、せきエチケット等を掲載したチラシを自治会へ回覧いたしております。今後も様々な機会を捉え、最新情報を

町民に発信し、感染症予防を図ってまいります。

次に、民間医療での相談、検査などの状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

検査体制については、現在、県においては民間医療機関で感染が疑われる方が発生した場合は、PCR検査キットで採取した検体を香川県環境保健研究センターに持ち込み検査する体制をとっておりますが、1つの検体の検査に長時間を要し、1日の検査件数に限りがあります。しかしながら、感染の状況が日々変化する中、国では医療保険適用の検査を民間医療機関において導入することで、各医療機関の判断で検査が可能となるよう協議されているようです。町民の皆様におかれましては、感染拡大を防止するために正しい手洗いやせきエチケットの励行、不要不急の外出を控え、特に高齢者や持病のある方はできるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層の注意をお願いいたします。また、発熱等の症状が現れたときは、会社を休むなど十分な休養をとっていただき、症状等に不安がある場合には中讃保健所感染症電話相談窓口へご相談下さい。

刻々と変わっていく状況に対し、町の取り組みは当然ながら、町民お一人お一人が努めて情報収集していただくことや、感染予防の意識を高めていただくことが感染拡大を防ぐには最も重要と考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

医療保険適用の検査を民間医療機関において導入することを協議しているというお話でしたが、最新情報はどういう風になっておりますでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの国の発表によりますと、最新情報でございますが、明日6日よりPCR検査について公的医療保険の適用対象とすることが発表されたようです。これによりまして、保健所を通さず医師の判断で検査を行うことが可能になり、検査能力が高まるものと思われまます。しかしながら、この検査ができる医療機関につきましては、防護服があるとか感染防護が整った医療機関に限られるとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

町長公室長に質問いたします。

今回の新型コロナウイルスは感染力が強いものの、マスクの着用やアルコール消毒の実施など普段から気をつけていれば一定は防げるものと言われておりますが、現時点では多度津町に感染が広がっているという状況にはありませんが、庁舎1階のフロアの窓口のみならず、その他のフロアでの感染が広がるといった事態も想定されます。それらの対応はどのようにしておりますか。また、それらの対策の周知徹底は広く行われておりますでしょうか。

町長公室長（山内 剛）

小川議員の新型コロナウイルス感染への対応、対策の周知徹底についてのご質問に答弁をさせていただきます。

感染症対策につきましては、毎月開催をしております職員安全衛生委員会を通じて、日頃からバランスのとれた食事、十分な休息をとって抵抗力を高めることや、手洗い、せきエチケット等について全職員に周知を行っております。新型コロナウイルスへの対策につきましては、庁内会議において協議を行い、執務中の注意事項としてカウンターでの接客は必ずマスクを着用すること、カウンターは毎日、消毒用アルコールで拭くこととし、せきエチケットを厳守することやトイレ後の手洗い、手消毒等の感染症対策を徹底することとしました。また、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、出勤、外出せず自宅療養することとし、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いており、倦怠感や呼吸困難がある場合には中讃保健所の指示を仰ぐこととし、臨時の課長会を通じて全職員に通知を行いました。庁内LANの掲示板にも、同じ内容のものを掲載して周知しております。新型ウイルス感染症対策本部会議でも、同じ内容の対応、対策について再度周知を行いました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

次に、総務課長にお尋ねします。

町職員に感染が広がった場合、町の業務に支障が出ることも想定されます。危機管理上、業務継続計画での感染症対策はしていますか。対症療法的な対策のみならず、根本的な罹患しない対策が重要かと思われれます。もちろん、不要不急の会議、出張などの規制も含め、徹底することも必要ではないでしょうか。お願いいたします。

総務課長（岡部 登）

小川議員の新型コロナウイルス感染症に対する業務継続計画、いわゆるBCPでの感染症対策につきまして答弁をさせていただきます。

今回の感染症に関しましては、潜伏期間や感染力、臨床経過や致死率など、分かっていない部分が多く、日々新しく表に出てくる情報によって正しいと思われる対応を手探りで行っている段階です。そのため、業務継続計画につ

きましては、平成25年5月に作成いたしました新型インフルエンザ業務継続計画を準用することが現時点では最良であろうと推測されますことから、その対策を述べさせていただきます。

まず、この計画の前提条件として、多度津町新型インフルエンザ対策行動計画に基づき感染防止対策を講じるとなっており、新型コロナウイルス感染症でも小川議員おっしゃるとおり感染予防が最も重要でありますので、先ほどの答弁で申しましたような対策を現在講じております。そのような状況下での業務継続計画でございますが、感染症によって町職員のおおむね40%が登庁不能となった場合の業務の遂行に関しましては、通常業務の原則禁止と例外的に継続すべき事業に分けて行うことになっております。これは住民の方の感染リスクを減らすためでもあり、感染拡大の可能性がなくなるまで、原則的に役場の機能を一時的に休止するもので、幼稚園、学校などは休園、休校とし、町が主催するイベントなどは中止、町立施設の利用中止や町民の方には外出自粛を要請するといったものでございます。しかし、ごみの収集等の町民生活を支えるために継続が必要な事業につきましては、例外的に継続して行います。さらに、各課で継続しなければならない事務事業、取り扱いの方法を変更し対応する事務事業、中断及び中止する事務事業、使用中止施設など、事前に決めてある事務事業につきまして必要となる人員につきましては、まず課内で調整し、職員の欠勤状況に応じ全庁的に調整を行うことになっております。現時点では、以上のような業務継続計画に基づいて行動しなければならなくなる可能性は否定できないことから、その毒性や病原性、また感染力などにより被害の状況や事態の進行などに応じて柔軟に対応し、弾力的に運用する必要があることを常に心にとどめ、対策を徹底していかねなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

再質問です。

政策観光課長にお尋ねします。

先ほどの回答に基づいて、4月5日開催予定の「さくらまつり」の判断はどのようなになっておりますか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

町観光協会が4月5日に開催予定の「さくらまつり」の開催または中止の判断につきましては、現在、参加団体の出店等の意向調査、また県内市町の同様なイベントの開催中止の状況を確認しております。それらをもとに、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、近々に「さくらまつり」の開

催または中止及びライトアップの実施または中止の判断を行うこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

早急に検討していただかないと、それぞれの担当の方々は大変だろうと思います。よろしく願いいたします。

本件の最後の質問に、田尾教育長にお尋ねいたします。

先にお話ししました安倍晋三首相の要請に鑑み、多度津町の教育機関、また、社会人対象の教育など、感染リスクのある大規模なイベント、あるいは子供たちが集まる催しなど、これからの2週間は中止、延期、規模縮小など、急遽対策を講じられたことでしょうか、今後の卒業式、入学式、桃陵大学閉校式、開校式など、あるいは放課後児童クラブなど、多くの弱者が集う事柄が予定されております。いかように対処されるのでしょうか、お尋ねいたします。

教育長（田尾 勝）

小川議員の今後の卒業式、入学式、桃陵大学の閉校式等の対処についてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、2月27日の夕刻、首相より3月2日から春休みまでの期間、全国の小学校、中学校、高校において全国一斉の臨時休業にするという要請がありました。これを受ける形で、翌日2月28日に県教育長名で新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業についてという通知がありました。臨時休業期間は3月3日から24日まで、卒業証書授与式、公立高校入試の対応についてが骨子でした。それを受けて、臨時の校長会、町の教育委員会を開催し、町内の対応をどうするかについて共有化を図り、共通して進めることを明確にしました。すなわち、県の通知に基づき、今回の趣旨を明確にしながら実施していくということを原則として対応することにしました。臨時休業日に引き続き春休みとなり、長期にわたる休業日となることから、3月2日の登校日の際には、子供たちには休業中の過ごし方、卒業式、終業式、離任式等のこと、家庭と学校との連絡について周知、指導することにしました。校長会、教育委員会で確認した内容を各家庭向けのお知らせという形で配布することにしました。

なお、現在のところ、幼、小・中の卒業式、入学式については予定日に実施する予定です。感染拡大の防止策と消毒液の設置等の措置をするとともに、参加者の制限、内容の精選を行い、時間の短縮を行うなどの措置をとるようにはしております。4月6日の始業式、7日の入学式までの1カ月にもわたるものであること。また、ご存じのとおり感染症についての状況が日々変化し

ており、それに伴って対処の仕方も変わることも予想され、ポイントとなる要点だけを共通理解、共通実践できるようにいたしました。今後、重要となる国、県からの情報については、情報交換を行えるよう、教育委員会、学校、そして家庭とが連携をとれた取り組みができるように、連絡体制を確保しておくということを学校に指示しております。

また、桃陵大学の閉校式、開校式につきましては、高齢者の方々が集まる会であることから、主催者とも協議して中止、延期、縮小の判断をしてもらうことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ご答弁、有難うございました。

再質問ですが、幼稚園、保育園などの対応についても、現状と今後の予定などお聞かせ下さい。

教育長（田尾 勝）

小川議員の幼稚園、保育園などの対応についてのご質問に答弁させていただきます。

幼稚園についてはこれまでどおり開園し、預かり保育についても実施する予定です。町内に発症者が出るという状況になれば、小・中学校と同様に臨時休業になることも考えられます。また、通知にもあるように、子供に発熱等がある場合、休む等の対応をとっていただけるよう、保護者の方にも協力を園よりお願いしておるところであります。

また、庁内体制の確立ということから庁内会議にも参加し、児童クラブの支援についても教育委員会が協力できる内容、すなわち広いスペースを確保するために学校施設を利用すること、また子供の安全確保のために学校の支援員の派遣などについても協力するようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

保育所の対応についてお答えさせていただきます。

町内の保育所はご存じのとおり全て民間でございますので、それぞれの施設の判断にお任せはいたしておりますけれども、町内、特に幼稚園の対応に準ずるということで確認させていただいております。今後、町内で決まったことを速やかにお伝えして、それぞれで判断していただくということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ご答弁、有難うございました。刻一刻と変化する状況ですので、皆さん

方、対応が大変だと思いますが、全ての住民の安心・安全のために頑張ってお返ししたいと思います。

次に、2点目、新ホールの利用について質問いたします。

教育課長にお尋ねします。現在、中央公民館、社会福祉センターなどで開設されている講座や集会はそれぞれ年間どれほどあるのでしょうか。2～3の例示とともにその件数など、あるいは延べ人数などをお答えいただけたらと思います。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の中央公民館、福祉センターなどで開設されている講座や集会の実績についてのご質問に答弁させていただきます。

全て平成30年度の延べ実績で答弁させていただきます。

まず、中央公民館で開催されている講座についてですが、書道、詩吟、多度津地域婦人会等による使用が612件、集会につきましては多度津地区老人会、福寿連合会等による使用が115件、その他に公民館、町関係による使用が32件であり、総数759件、8,099名の方にご利用いただいております。また、中央公民館の講座のうち、福祉センターで開催された講座につきましては、太極拳同好会、多度津合唱団女性コーラス、大人の童謡教室等による使用が39件、1,074名の方にご利用いただいております。

次に、福祉センターにおける使用状況ですが、福祉センターの申請書によりますと、自治会、子供会等の各種団体による使用が385件、5,270名の方々にご利用をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、伺いますと、改めて思いますが、たくさんの方が利用されておると。

それは非常に素晴らしいことなのですけれどもね。

次に、それに関連してまた質問をさせていただきます。庁舎、それから中央公民館、そして社会福祉センターの建物は、それぞれ築何年で、それらの耐用年数は何年でしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の庁舎、中央公民館、福祉センターの築年数及び耐用年数についてのご質問に答弁させていただきます。

固定資産台帳に登載している情報によりますと、庁舎は耐用年数が50年に対し、建築してからの経過年数が49年、中央公民館は耐用年数が50年に対し、経過年数が52年、総合福祉センターは耐用年数が47年に対し、経過年数が45年となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、駅の東に庁舎、新ホール棟を建設しようということで計画が進んでおりますが、新ホール棟が完成した際の中央公民館や福祉センターで行われている講座、集会はどう振り当てられるのでしょうか。お願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の新ホール棟が完成した際の中央公民館や福祉センターで行われている講座、集会の振り当てについてのご質問に答弁させていただきます。

新庁舎の基本設計の際には、福祉センターを利用している会議や講座、また中央公民館が企画し、福祉センターを利用している講座等の利用状況を調査し、利用団体からの意見もお聞きし、基本設計を実施しておりますが、中央公民館を利用している講座や会議も考慮した設計ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

庁舎が耐用年数50年に対して経過年数が49年、中央公民館は耐用年数が50年に対して経過年数が52年、それから総合福祉センターは耐用年数が47年に対して経過年数が45年となっており、今現在、中央公民館が一番古くて、かつ年数が経過して進んでおるといことですね。中央公民館を利用されている方々が、もしや新ホールの方に振り当てられないとすれば、皆さんは大変お気の毒かなという風に思っております。

そこで、ちょっと質問なんですが、中央公民館を利用されている講座、集会は、新ホールへの振り当ては予定されていないと。これでは公民館利用者が危険な状態に置かれるのではないかと懸念しております。もし、可能であれば、サクラートたどつの楽屋、会議室、リハーサル室などへの振り当てを考慮していただければ非常に有難いのですがいかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員のサクラートたどつの楽屋、リハーサル室などへの振り当てについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、中央公民館で実施している講座や会議で使用する会場の確保につきましては、新ホール棟での利用が可能かを調査するとともに、議員ご指摘のサクラートたどつを含め、社会教育施設などを活用するなどし、会場確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。ぜひ検討をいただいて、中央公民館で活動されておる方々の安心・安全をお願いをしたいと思います。

以上で9番 小川 保、質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保議員の質問は終わります。  
ここで昼食休憩に入ります。  
再開は1時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

3番 天野 里美君。

議員（天野 里美）

3番 天野 里美です。よろしくお願いいたします。

介護保険についてご質問させていただきます。

日本では、昔から介護は家族の問題という意識がある中、世界の長寿国となり、寝たきりや認知症などの要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護のニーズはますます増大いたしました。一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化、女性の社会進出など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化し、家族だけで介護をすることが困難な時代を迎え、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、1997年に介護保険法を成立し、2000年に介護保険法を施行しました。

介護保険制度は、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をすることを越えて、高齢者の自立を支援することを理念とする自立支援、利用者の選択により多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度である利用者本位、給付と負担の関係が明確な制度である社会保険方式を基本的な考え方としています。

2020年3月で介護保険制度は制度施行から丸20年を迎えます。また、2021年は国においては介護保険制度改正の年であり、保険者である市町村においては第8期介護保険事業計画が始まる年でもあります。そのため、2020年度は国も市町村もこの準備作業の年となる訳です。国においては、次期制度改正に向けて昨年2月から社会保障制度審議会、介護保険部会の議論をスタートさせており、次期改正においては、1、介護予防、健康づくりの推進、2、保険者の機能の強化、3、地域包括支援システムの提供、4は私が9月議会で質問させていただいた認知症の共生と予防の推進、5、持続可能な制度の再構築、介護現場の革新の5つを横断的な検討事項として掲示しています。これは現在、介護保険が直面している介護保険財源の不足と、介護現場にお

ける労働力の不足という2つの不足が制約条件となる中、多様化、複雑化する介護ニーズに対応しなければならないという難しさを浮き彫りにしていると言えます。

介護保険制度改正のたびに、利用者の負担は増え、使えるサービスが外され使いづらくなっているという声をよく聞きます。これは介護保険財源の不足を賄うために、介護保険利用者の負担を増額してきたことに対する住民の声です。また、介護現場における労働力の不足については、国は2025年までに約55万人が不足すると予測しております。これらを解決する方法としては、通いの場を創設し、介護予防に力を入れ、要介護者の人数を減らしていくことが有効であるとしていますが、これは住民ボランティアに頼る話ではなく、いかに保険者である町が地域づくりとして積極的に取り組むことが重要であると思います。

多度津町におきましては、現在取り組んでいます第7期多度津町介護保険事業計画において、その将来像を「笑顔がいいね、心豊かに支え合う住みよい町多度津」とし、地域共生社会の実現に向け、各種事業に取り組んでいることと思います。

そこで、これまでの介護保険制度を検証するとともに、今後の方向について、次の7点についてご質問いたします。

まず、1点目です。

介護保険制度が始まった2000年4月時点の人数と現在の人数について、65歳以上被保険者数、要介護者、要支援者認定者数、在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスのそれぞれの利用者数と総数、それぞれについて伸び率とともにお答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の介護保険における該当者数等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、65歳以上の被保険者数は、平成12年4月末、5,384名、令和元年12月末、7,386名で約1.37倍となっております。要介護者数は平成12年4月末、423名、令和元年12月末、1,025名で約2.42倍。要支援者数は平成12年4月末、81名、令和元年12月末、437名で約5.39倍となっております。サービス受給者数ですが、受給者数として介護保険事業状況報告において掲載され始めました平成13年4月末の数値を申し上げます。

まず、在宅サービス受給者数は、平成13年4月末、269名、令和元年12月末、879名で約3.26倍、施設サービス受給者数は、平成13年4月末、151名、令和元年12月末、261名で約1.72倍となっております。

地域密着型サービスにつきましては、当初からの制度ではありませんので、

介護保険事業状況報告において、地域密着型サービス受給者数が初めて掲載された平成26年6月末の数字を申し上げます。平成26年6月末、77名、令和元年12月末、129名で約1.67倍となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

2点目に入ります。

同じく、2,000年4月と現時点での第1号保険料について、伸び率とともにお答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の第1号保険料についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第1号保険料につきましては、平成12年度においては月額2,900円でしたが、令和元年度においては月額5,850円となっており、約2.01倍となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

3点目に入ります。

多度津町においても、保険料の抑制、介護人材の確保の両面から介護予防事業はとても重要な事業であると考えますが、現在、実施している介護予防事業の内容及び参加者数についてお答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の介護予防事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護予防事業について、平成30年度に地域包括支援センターに委託して実施した主なものについて説明をさせていただきます。

まず1点目、運動機能向上を目的とする「すまいるライフ教室」を健康運動指導士の指導のもと47回実施し、延べ657名が参加いたしました。なお、教室を卒業した方を対象とする「はつらつ教室」等も計87回実施し、1,185名が参加いたしました。

2点目に、認知症予防教室「さくら倶楽部」を脳トレのプログラムを指導するシナプソロジーアドバンスインストラクターのもと24回実施し、399名が参加いたしました、なお、この認知症予防教室に対するフォローアップ教室についても20回実施し、延べ545名が参加をいたしました。

3点目に、社会福祉協議会ではシニアの応援講座を老人保健施設湯楽里において実施しており、平成30年度に実施した主な講座で申しますと、体いきいき健康体操は22回の開催に対し延べ427名が、脳と体を元気にする体操は24回の開催に対し延べ665名が参加しております。これらの教室に参加する目的で、湯楽里へ足を運ぶ高齢者が増加したとの報告を受けております。他に

も、各自治会場等において、定期的に介護予防教室や認知症サポーター養成出前講座を実施しております。町内の自治会、会社などで出前講座のご希望があれば、柔軟に対応させていただきます。

町といたしましても、高齢者が要介護状態や要支援状態にならないために介護予防事業が重要であることは認識しており、毎年3月第1土曜日にはその年度に65歳になられた方を招待して、「65再会黄金クラブ」を開催しております。第1号被保険者となる65歳の方に、再度友達づくりや趣味の再発見をしていただき、家に閉じこもらずに楽しく健康な生活を継続していただくことを目的としたものであります。今年度におきましては、新型コロナウイルス感染対策として中止することになりましたが、今後も介護予防に繋がる施策の継続、拡充について、関係機関と連携をし、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

「黄金クラブ」の取り組みについて評価できると考えますが、参加人数は何人ぐらいでしょうか。また、対象者は何割の方が参加されているのでしょうか。お答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の再質問について答弁をさせていただきます。

「黄金クラブ」は介護保険の第1号被保険者となる65歳の方に集まっていたいただき、介護保険制度について理解し、介護予防に努めていただくことを目的に平成27年度から始めた事業でございます。参加人数及び参加率は、第1回目、平成27年度は35名、8.2%、第2回目、平成28年度は22名、5.9%、第3回目、平成29年度は15名、4.9%、第4回目、平成30年度は28名、9.1%でございます。なお、第5回目の今年度は34名、11.2%の参加予定でしたが、先ほども答弁しましたとおり、新型コロナウイルス感染対策としまして中止とさせていただきます。今後も試行錯誤しながらではありますが、毎年3月第1土曜日に「黄金クラブ」を開催し、介護予防を意識していただけるよう継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

湯楽里に足を運ぶ高齢者の増加があるならば、その方々が湯楽里にて体操を行うだけではなく、ボランティアとして活動を行うことが介護予防へと繋がっていくのではないのでしょうか。介護予防の本当の意味をより深めていただきたいと思っております。

また、町が介護予防に積極的に取り組んでいることは理解しましたが、気になるのは要支援認定者数の増加です。本来なら、要支援者が軽度な要介護度に変化していくこと、つまり要介護認定が自立になることが介護予防事業の目的であると考えられます。主に、委託事業で行っているということではありますが、町としても責任を持って委託事業の支援を行うとともに、事業の検証をしながら今後も積極的に進めていただくことを要望いたします。

4点目です。

介護予防事業として通いの場の確保は、地域に広げていく必要があると考えますが、今後の事業展開についてどのように考えているのか。また、介護ボランティアによる人材の確保、活用について、どうお考えになられているのかお答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の通いの場について、介護ボランティアについてのご質問に答弁をさせていただきます。

通いの場につきましては、町においてはおおむね65歳以上の住民に対し、介護予防に資する通いの場を提供する団体に補助金を交付しております。令和元年度で申しますと、14団体に対して交付しており、引き続き各団体の運営をサポートしてまいります。また、今後は、通いの場等において、専門職が訪問し、保健指導や生活機能向上に向けた支援等を行えるよう、関係機関と連携して必要に応じて医療介護サービスに繋げていけるよう検討してまいります。

次に、介護ボランティアについてですが、毎年、社会福祉協議会に委託してボランティア養成研修を実施しておりますが、今後も引き続いて実施していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議員（天野 里美）

有難うございます。

先ほどの再質問でも申し上げましたが、補助団体や社会福祉協議会に委託するだけではなく、町としてもバックアップ体制をしっかりと整え、支援していただくとともに、常に事業の内容を検証していただき、ボランティア等に対する研修のあり方も、基礎研修をしっかりといただき、ステップアップ研修を実地するなど、常に高齢者に対する理解を深めていただくようお願い申し上げます。

5点目に入ります。

多度津町の介護サービス事業者数について、在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、それぞれについてお答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の介護サービス事業者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町の介護サービスですが、在宅サービス事業は10事業者20事業所、施設サービスは3事業者3事業所、地域密着型サービスは6事業者11事業所となっています。なお、地域密着型サービスに関しましては、令和元年10月に看護小規模多機能型居宅介護施設が、そして令和2年3月に認知症対応型共同生活介護施設が開設したところがございます。地域密着型サービスの利用者は、基本的には事業所のある市町の住民に限定されており、新しく開設した2施設も町民にとって大きな役割を果たしていただけるものと期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続いて、6点目に入ります。

現在、多度津町において介護現場における労働力の不足は起こっていないのでしょうか。お答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の労働力不足についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護現場における労働力不足についてであります。町が指定している地域密着型の施設について申し上げますと、平成18年厚生労働省令第34号の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たしております。参考までに、町内の地域密着型の施設においては、募集人数を超える応募状況であると聞いております。しかし、少子・高齢化が進み、介護サービスを利用する人の割合が増えている現状において、介護職員を新たに確保すること、長く働いてもらうことが課題となっていることは事実です。現場で働く介護職員の賃上げをして処遇を良くすることを目的に、令和元年10月には介護職員等特定処遇加算が新設されました。これは従来の処遇改善加算に加え、経験、技能のある介護職員に対し、さらなる処遇改善を行うというものです。なお、この加算は、同じく10月から増税した消費税が財源となっております。この加算により、介護の労働現場や労働者不足の改善に繋がることを期待し、注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

私のところにも、介護職員を紹介してほしいという依頼が来ています。転職や離職が多いのがこの業界でもあり、離職率は2017年度のデータですが、

16.2%となっています。少子・高齢化が進んでいく中で、全体的、絶対的な働き手不足が言われています。地域密着型サービスのみでなく、介護保険業界を広く見渡し、現状の把握に努めていただくことをお願いいたします。

7点目、最後の質問に入ります。

介護現場の労働力の問題は、介護現場の労働力を確保するだけでなく、高い保険料と利用料を納めていただくためにも、サービスの質を確保することは大切であると考えます。各事業所における研修の状況はどうなっていますか。お答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の各事業者における研修についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げました、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において、事業者は介護従事者の資質向上のために研修の機会を設けなければならない旨が規定されております。毎年、具体的な研修計画を作成して、当該研修計画に基づき全ての従業員に対して研修を実施し、結果を記録すること等が求められており、町の実地指導の際には、研修計画、研修等参加記録及び研修会資料を確認しております。また、サービスが効率的、効果的に、かつ利用者の自立に向けた取り組み内容であるか、ケアプランの確認を行っております。町内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーからケアプランを提出してもらい、専門職による点検や指導を行い、また外部講師による指導も毎年実施しております。継続して実施することによって、サービスの適正化に繋がっており、今後も実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

各事業所における研修を実地指導の際に確認しているということですが、これは他の在宅サービス、施設サービスも同様に行っているという理解でよろしいのでしょうか。また、ケアプランの点検を行っているということで、ケアプランの点検はとても重要なことだと認識していますが、それ以上に大切なことは、介護現場におけるサービスの質の確保であると考えます。保険者としてサービスの質のレベルを一定以上に保つ努力も必要であり、第7期介護保険事業計画において、町はサービス事業者の質的向上に取り組むということですが、町主導による研修等の実施について、現在の取り組み内容をお答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の再質問に答弁させていただきます。

町においては、平成30年度から在宅医療・介護連携推進事業の一環として、多職種連携研修会を定期的に実施しています。町内医療機関の医師や歯科医師、町内外の看護師、作業療法士、介護支援専門員、介護職員、福祉用具プランナー等を対象に、情報や意見の交換、また多職種間の交流を行い、能力向上に繋がる機会を設けております。令和元年度は6月、8月、11月、令和2年2月に開催し、延べ290名の専門職が活発に情報や意見の交換を行いました。来年度も研修会に参加された方の能力向上に、そして要介護者等の支援に繋がるよう、引き続き研修会を開催する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

4回で290名の方が、参加されているということですが、全事業所からどなたかが参加されているのでしょうか。また、医師の方が参加されているということですが、医師との連携はとても大切なことだと考えますが、何名の方が参加されていますでしょうか、お答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今年度4回開催し、医師の参加者は延べ5名でございました。なお、町内全事業所の約3割から4割の事業所が参加して下さっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

参加されていない方の要因は何でしょうか。全事業所の方が参加されているよう、今後、研修のあり方について検討していただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

もう一点、再質問です。

来られた方の職員が事業所に帰り、伝達研修等をされているのでしょうか。そうすることにより、サービスの質が一定以上に保たれると考えるのですが、いかがでしょうか、お答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の再質問について答弁させていただきます。

現時点において、実際に伝達研修がされてるか、町では把握できていないのが現状でございます。今後の多職種研修の時のアンケート項目に追加できるか検討し、もし追加できるのであれば、確認をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

サービスの質を一定以上に保つということは、現場にいる人の生の声を聞くということであり、とても大切なことだと考えます。また、アンケート調査も大事なんですけれども、アンケート調査等だけではなく、現場に足を運んで現場を見て、現場の生の声を聞くということが大切なことなのではないでしょうか。これを強く要望いたします。

私自身、介護保険事業所、また施設に10年余り勤めてまいりましたが、そこにおいて家族の介護への苦悩というものを多く体験してまいりましたが、第8期介護保険事業計画作成に当たり、この20年間の歩みをしっかり検証していただくとともに、多度津町において安心して老後を過ごすことができるよう、計画作成にご尽力いただきたいと思います。

高齢者との会話の中に、家族に迷惑をかけたくない、早く迎えに来てくれたらいいのにとという言葉が聞かれたことはありませんか。長寿国日本ですが、他国と比べ、長生きすれば幸せと感じる人は少なく、1割にも満たないそうです。専門職のみならず、住民に対する啓発を実施しながら、長生きすれば幸せを実感できる地域づくりを進めていただくことを要望し、私の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美議員の質問は終わります。

次に、6番 松岡 忠君。

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、ただいまより令和2年第1回多度津町議会定例会の一般質問を行います。

その前に、コロナウイルスによる小学校、中学校、高等学校が休業になり、また幼稚園の卒園式、小・中学校の卒業式が縮小されるなど、大事な行事や会議に影響が出ていますが、一刻も早く終結することを希望しております。今から一般質問に入ります。

今回は私が前から質問している幼稚園の統合に関する事のみ、1点を質問します。

平成28年8月から検討委員会で審議していた幼稚園の適正規模・配置は、平成30年3月までに11回実施をして検討委員会の答申を受け、教育委員会において基本方針を作成し、平成30年6月議会の総務教育常任委員会において基本方針案を提示し、一部修正し、基本方針案が正式に決定され、平成30年9月議会に正式決定を報告したとなっております。その後、委託期間を平成

30年8月から平成31年3月にかけてコンサルに委託し、適正配置について検討をしています。

多度津町教育課題検討委員会の中で、2020年に四箇幼稚園、白方幼稚園の最も古い園舎が減価償却資産としての耐用年数47年に達するとしています。第6次多度津町総合計画、当初の計画では平成31年度には幼稚園再編のための基本計画に沿った事業の推進となっておりますが、できていないように思われます。今回の計画見直しの中では令和2年度以降はどのような内容になりますか。2020年に減価償却資産の耐用年数47年に到達する四箇、白方両幼稚園のことはどう考えているのでしょうか。2020年は今年になります。この幼稚園統合については、いかが考えがあるのかお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の、まず最初に第6次多度津町総合計画における進捗状況についてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、当初、第6次多度津町総合計画においては、平成30年度に基本方針の作成、基本方針に対するパブリックコメントの募集及び住民説明会等の開催、幼稚園再編のための基本計画、基本設計の作成とし、平成31年度に幼稚園再編のための基本計画に沿った事業の推進、小学校の再編のための基本計画の作成としておりました。そのため、平成30年度に基本方針決定の後、幼稚園適正配置検討業務を実施し、敷地規模や用地取得、事業費等の整備方法について比較検討を行ってまいりましたが、教育環境の改善のため、適正配置に取り組む必要があると認識しつつも、厳しい財政状況や諸事情から当初の計画どおりは進捗していない状況であります。このような状況ですので、今回の総合計画を見直しするに当たって、先ほど申し上げた平成30年、31年度の内容が令和2年度以降にずれ込んだような内容となっております。

次に、今年、四箇幼稚園と白方幼稚園の園舎が減価償却資産の耐用年数47年を迎えることについてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、今年、四箇幼稚園と白方幼稚園の園舎は減価償却資産の耐用年数47年を迎えることとなりますが、これは減価償却資産の耐用年数を迎えることであって、直ちに使用が禁止されるものではありません。四箇幼稚園と白方幼稚園の園舎は、調査や補強工事により耐震性が確保されておりますので、老朽化は進んでいるものの園児の安全は確保されていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問をいたします。

最初は、平成28年度に作成された第6次多度津町総合計画において、適正な教育の質及び望ましい教育環境の確保が基本事業に示されていて、その年に教育課題検討委員会を設置し、諮問を行い、平成29年度に諮問に対する答申が行われ、平成30年度には幼稚園統合に関する比較検討を行い、前向きに取り組んで来ましたが、財政事情により事業が進めなかったとありましたが、平成31年度は何をしましたか、お伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの松岡議員の再質問にお答えいたします。

十分な協議ができず、教育委員会としての結論の方は出ておりませんが、先ほど申し上げました用地の確保についてや敷地の地理的条件であったり、事業費等について、どの整備方法が良いかというのを教育課内において協議をしておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問であります。

四箇、白方両幼稚園が減価償却資産の耐用年数を迎えても、直ちに使用禁止されるものでなく、耐震性は確保されていて、園児の安全は確保されているとの答弁がありました。それは今何もなければのことであって、この前の体育館のような老朽化による事故が起きた場合に、その責任はどこにあるのでしょうか。お伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の再質問にお答えいたします。

仮に、老朽化による事故があった場合には、設置者である多度津町に責任があります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

また、ここ5年間の幼稚園の維持管理の費用は幾らになりますか、お伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の再質問にお答えいたします。

人件費を除いた額でお答えさせていただきます。

平成27年度、約6,300万円、平成28年度、約3,200万円、平成29年度、4,700万円、平成30年度、1億200万円、令和元年度、4,600万円、トータルで申します。5年間、工事費のトータルが2億300万円、修繕費、5年間トータルで1,000万円、消耗品費、光熱費の需用費、委託料、賃借料、その他の管理費でございます、5年間トータルで7,800万円、5年間トータルで2億9,100万円

でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問でございます。

町長にお伺いします。

教育委員会の正式な報告がないからと以前答弁されておりましたが、このような資料がある中で、この幼稚園統合の問題をどのように考えていたのですか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

教育課題等検討委員会を教育委員会に検討するように私の方からお願いした時点で、早くしなければいけないということは考えております。今もその考えには変わりはありません。まだ、どこに教育委員会の方から、またどこに建てるのか、それからどういう風にするのか、またそれに関しましては幼・保一元化のことも考えてもらうように言うております。その答えが返ってきてから検討するようになると考えております。なるべく早くしなければいけないというのは、その時点で考えております。ただ、いつも申し上げておりますように、財政の健全化というのは常に考えております。それは財政を運用するときには、優先順位を決めて、選択と集中のもとに行うというのが、これが私が町長に就任させていただいたときからの考えであります。その考えに沿って行っていくつもりであります。

以上です。

議員（松岡 忠）

有難うございます。

今、町長の方から優先順位とありましたが、この事業はどの位置にありますか。

町長（丸尾 幸雄）

まず、一義的に子どもがやらなければいけないこと、それは町民の命を守ること、そういう観点からまいりますと、まだ耐震が十分でない施設、それをまずやっていくことが先決ではないかな、そういう考えの中で、この役場の庁舎とそれから福祉センターの建て替え、これをまず最優先、優先順位を決めて行っております。

今、小学校と幼稚園の数の適正化、これも大事ですけども、幼稚園も小学校も耐震はできております。今、震度6強の地震が起こっても耐えられるというI s値0.7以上というのは確保しております。その中で、まず町民の命を守るといのは、やはり今大きな地震に備えることではないかな。そのことをまず、優先順位を高くして行っております。

以上です。

議員（松岡 忠）

今の町長の答弁、有難うございます。それにしても、仮に教育委員会から、先ほど町長が申されました、位置はどこじゃとかというような話が進めていってもいいような状態になっておりますか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

財政状況というのは、その時になってみないと判断はできないと思います。ただ、財政状況を考えるのは、その事業をやるかやらないかといった時のことでもあります。その前に準備をしておくということは、非常に大事なことであります。それで、教育課題等検討委員会において、今の学校の数、それは本当に適正なのか。今の少子化の中において、これからの学校教育を子供のためにやっていくための本当に施設の数というのはこれでいいのか。4つの幼稚園、4つの小学校のままでいいのか。それをもう一回検討してほしいということで、教育課題等検討委員会を立ち上げてもらいました。その中で出てきた答申が、小学校は2校、幼稚園は1園ということになりました。その中で、じゃあどこにするのか、どういう風な形でこれから進めていくのか、そのことを検討するように言ってあります。その答えが出てきてからになると思います。その時に、財政状況が許せばできるでしょうし、まだその時に財政が苦しければ先送りになると思います。私の考えの中で、1つだけ言っておきます。私が町会議員の頃に、4年か5年ぐらい何もできなくて町民に物すごくご迷惑をかけた時期があります。議員さんの中では余り知ってる方、もういらっしゃらないかも分かりませんが、あの時の町民の不満、それはもうすごいものがありました。そして、その時に町は借金が多過ぎるから、だから夕張みたいになるんじゃないかということが誠しやかに流れました。そういう時代、その時は町は何もできませんでした。財政調整基金も1億円を切っちゃってしまってた。そして、一般会計、年度会計ができなかった。そのために、もうここでは言いませんけども、そのために余り言いたくはないようなことまでやってた。そういう時代、二度と起こしちゃいけないというのは、これが私が町議会議員を務めさせていただいた時に、こういうことは絶対にやっちゃいかん、そのことを反面教師として、今まず私が町長に就任させていただいた時も、財政の健全化、これはもうずっと常に思っています。その財政の健全化というのは、今ここで言えることではありません。今この役場の庁舎と、それから福祉センターの建て替えがあります。その後、どういう風な状況になるのか。それを判断しながら、選択と集中の中で事業は進めてまいります。

以上です。

議員（松岡 忠）

財政難を理由づけにして、私は町長が幼稚園より、この前の跨線橋のエレベーター建設が優先されたように思いますが、いかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

何度も申し上げておりますけども、住民の命を守るといのはやっぱり最優先されます。今、老朽化した跨線橋があります。その老朽化した跨線橋のままでは、あそこは多度津小学校区の子供たちの通学路になっています。もし、あのままの状態が地震が起こったとき、あの跨線橋はすぐ潰れてしまいます。そこの上にいる子供たちはどうなるでしょう。生命の危険も起こってくると思います。そのために、今、頑強な跨線橋を造りました。震度6強、今の南海トラフが引き起こす地震にも耐えられるだけの強度を備えた跨線橋であります。これは多度津小学校区の子供たちの通学路として適していると思っています。それと、この跨線橋というのは色々な方が通ります。駅の東と西を結ぶ跨線橋になりますので、その跨線橋を通る町民の方もたくさん増えてきます。旧来の古い跨線橋よりも、もっと増えてくると思いますし、そのような意味で造りました。そのために、そこを通る町民の皆さんの生命を守るということは、私どもにとっては責務だと思っています。

議員（松岡 忠）

いつも町長が安心・安全のまちづくりということでお話ししていますが、そうしたら四箇、白方の両幼稚園の老朽化、これに対しての安心・安全はどう考えておりますか。

町長（丸尾 幸雄）

先ほどから何回も申し上げておりますけども、町民の税金を使って行います事業につきましては、優先順位をつけて、そして選択と集中のもとに行っております。今、老朽化をしているということに関しましては、それは教育委員会の方で体育館のようなことにはなることはないと思います。体育館の場合は、そのまま少し放置していたと言えれば語弊があるかも知れませんが、毎回毎回維持管理をしたり、そういうことはしていなかったんですね。それは私ども反省しています。しかし、幼稚園に関しましては、今、園児もいる。そして、先生方もいる。その中で、老朽化していて、ここが危ないということがもしあれば、当然教育委員会に連絡があると思っております。その時には指示をしていきます。今、教育課長の方から年度ごとの維持管理費の額も話をしましたが、あれだけ維持管理費が要るんです。それは老朽化しているということもありますので、それを子供の命を守るためには維持管理費もかかっております。今と同じようなことをこれからも長く続けていくことはなかなか難しいと思いますので、早く適正規模の答申にのっとった施策

を行っていかねばいけないと思っております。

議員（松岡 忠）

施行方針の中に、子育て支援の充実を図るというのは、重要施策の中に入っております。子育て支援、この中にはこの幼稚園問題は含まれておるのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

子育て支援策というのは、子供をお持ちの若い世代の方々が多度津町に住んでもらえるために、そして子供たちを安全な場所に預けて安心して仕事ができる、そのような環境を作っていくことが子育て支援であります。

そういう中で、そういう施設なり制度を充実していくことによって、若い方々がもう一度子供を産み育てよう、そういう気持ちになってもらうための施策が子育て支援の充実策であります。

議員（松岡 忠）

町長の任期はあと丸3年ございます。この幼稚園の統合の事業を任期中に完成まで持っていく気持ちがあるのか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

先のことは全く分かりません。

議員（松岡 忠）

今の答弁と先ほどの答弁と、中身は全然違うと思いますが、どういうつもりで今の答弁をされましたか。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員さんが時間をすごく気にしていらっしゃるということが分かりましたので、簡潔に申し上げました。今までずっと私が申し上げていたとおり、子供の教育環境を充実していくこと、これは私どもにとって責務であります。また、町民の安心・安全なまちづくり、また命を大事にするということも、これも責務であります。ただ、それは今やっていることで、これから先どうなるかということに関しては、この3年の後、任期中のことは分かりません。それ以後のことは分かりません。そういう意味で、先のことは分かりませんという風に答えさせていただきました。

議員（松岡 忠）

最後の質問にします。

この幼稚園問題を町長がゴーサインというか、ちゃんとやれよという話を教育委員会なりにしたら、取り組み方も変わってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

私の方針というのは、教育委員会だけじゃなくて、課長会とか全てのとこ

ろで話をしております。私の方針、私のやり方、どういう風にしなきゃいけないか、そういう中で私の方から教育課題等検討委員会を立ち上げていただきたいということを教育委員会の方に依頼をしまして、そこで出てきた答申は、私どもは重要視をしておりますし、そのとおりやっついこうということには、変わりはありません。

以上です。

議員（松岡 忠）

先ほど最後の質問にしようかなと思うんですが、何かしっくりこないというんで、幼稚園の問題を早う進めなんだからいかながという話を町長の口から何で言えんのかなと。今言う教育委員会とか関係課の方でという話ばかりでなく、頭の話からやれよというのがどうして言えないのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

もう何回も同じことの繰り返しになります。今私の方針、私がどうすればいいか、私がどうするかということは、全て教育長も副町長も全ての人がかかっていると思っております。その中で、私はいつも話をしております。

議員（松岡 忠）

町長、どうも有難うございました。まだ私の時間、あと15分ほどあります。質問ではありませんが、この3月におやめになる田尾教育長さん、私、教育委員会の話ばかりし大分してきましたので、教育長のお話を一言伺いしたいと思いますが。

教育長（田尾 勝）

松岡議員の一般質問の中での貴重な時間を割くという形になるんですけども、先ほどの幼稚園の統合についての考え方について、私の方からご説明させていただけたらという風に思います。

1つは、今のお話の中で幼稚園の安全性の問題が出てきた訳ですけども、今年も含めて何年かで本当に危険な箇所については改修工事を幼稚園の場合も行って、子供の命を守るということは当然毎年実施しております。当初の総合計画による事業計画からは、取り組みが、課長が申しましたように遅れております。本町の幼稚園の適正規模、適正配置に係る取り組みにつきましては、園児数の減少や施設の老朽化から勘案しますと、早急に開園できるように取り組むべき喫緊の課題だと今も考えております。

教育委員会では、地理的な条件、用地取得、事業費等の整備方法について比較検討を続けて、どの整備方法が望ましいかなどについて今後も議員の皆様にも協議過程を丁寧に説明、そして協議、報告してまいりたいと思っております。しかしながら、厳しい財政状況も勘案する必要があることから、事業が実施可能になった際には、速やかに取り組めるよう今後も準備を進めてまい

りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また、3月31日までお仕事させていただく訳ですけれども、本当に議員の皆様には本当にお世話になりました。有難うございます。

議員（松岡 忠）

以上で私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

14時25分、再開いたします。よろしく願いします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時25分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

4番 兼若 幸一君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスについて、小学校のプログラミング授業について、一問一答方式でお願いいたします。

まず最初に、新型コロナウイルスについてですが、新型コロナウイルス感染が国内でも拡大しております。

政府は2月26日に3月15日までを目安に、多数の方が集まる全国的なスポーツや文化イベントについて中止や延期、規模縮小の対応を要請すると表明しました。県内各地でも多くのイベントの中止、延期が発表されています。また、文部科学省は2月25日、同じ市町村の学校で感染者が複数確認された場合、感染者がいない学校も含め、学級閉鎖や市町村単位での休校、春休みの前倒しなどの検討を求めるガイドラインを各都道府県教育委員会に出されております。

そうした中、2月27日の夕方には、安倍首相は3月2日から春休みに入るまでの全国の小・中学校、高校や特別支援学校を臨時休校にするよう要請を表明しました。事態は急速に変化をし、国内でも昨日までに1,035人の感染者数となり、今一般質問をしている本日の状況も個々変わっていると思います。

次の点についてお伺いいたします。

1つ目、多度津町主催・共催イベントの中止、延期の判断基準と、その数の見通しをお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の多度津町主催・共催イベントの中止、延期の判断基準とその数の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては、2月28日に多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第1回目の本部会議を開催をいたしました。議題の一つとして、イベントの中止、延期の判断基準について協議した結果、同日に香川県において策定された県主催イベント等の開催基準に準じ、1つ、屋内はもとより、屋外であっても、お互いの距離が十分にとれない状況で長時間過ごす場合。2つ、参加者数が多い場合や不特定多数の参加者がある場合など、参加者の追跡が困難な場合。3つ、高齢者や基礎疾患を有する方、障害者、子供、または医療、福祉関係者が多く集まる場合。これらのいずれかの場合に該当するものは、当面3月31日まで関係者と協議の上、原則として中止または延期することに決定をしております。

また、中止または延期するイベント等の数の見通しについては、町長公室において集約しておりますが、3月3日正午時点においては58件です。今後、各課において関係機関と協議をし、随時中止や延期の判断をすることといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

安倍首相の臨時休校の要請は突然であり、学校関係者はもちろんのこと、保護者にとっても戸惑いがありますが、教育委員会としての対応についてお伺いいたします。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の感染症拡大を防ぐための臨時休業に対する教育委員会としての対応の質問に答弁させていただきます。

2月27日の夕刻に、全国小・中、高、特別支援学校の全国一斉臨時休業のニュースを知りました。すぐに県教委に対処等についての情報を聞き取ろうとしましたが、協議中という回答でした。次の日の朝、県教委より新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業についての通知がメールによって町教委に送られてきました。それをもって町長に速報と今後の動きについて報告しました。続いて、10時より臨時の校長会、11時半より臨時の教育委員会を開催しました。今後の対応については、各小学校で子供、保護者への周知が大きく異なっていたり、県の方針と異なったりするのでは、子供、保護者に不安感を持たせることになるため、現場の校長の意見を聞き取りながら、教育委員会としての方針、対応を一つにまとめました。まとめたものを学校から保護者向けのお知らせ文という共通するひな型をつくり、各学校より発出す

ることにしました。

もう一点は、児童・生徒の対応で、3月2日、月曜日、登校日についてです。これについても確認しました。この日に周知すべき、やるべきことという形で確認をしました。そして、この日が本年度の最後の登校日になりますので、休業中の過ごし方、持ち物の持ち帰り、課題の提供を行うように指示しました。その後については、園長・校長会を開催し、各家庭と教育委員会が連携を図りながら対処していくことになるようにしています。これまでの経験のない状況で、事態の変化や全国的な情勢の対応について、県や国から発出される文書を整理して迅速に学校現場に送付したり、遺漏のないよう情報提供、共有化を図りました。また、学校現場で起きる課題については、教育委員会として相談に乗り、町の教育委員会としての役割を果たすように対応しております。また、庁内会議にも参加し、教育委員会での取り組みを情報発信したり、放課後児童クラブなどの対応については他の課と連携を図ったりして早急に対応すべきことを確認し、今後も感染拡大防止の一翼を担っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまの答弁の中で再質問をさせていただきます。

放課後児童クラブなどの対応というお言葉が出ましたが、放課後児童クラブというのは登録された児童だけが利用されるという風に認識をしているんですが、登録外児童の例えば低学年の児童だけでも町として見守るとか、そういう柔軟な対応はできないのでしょうか。こういう報道がされた時に、多度津町は対応を検討中という風に記事に載っていたように思います。近隣の市町村でも、児童放課後クラブに登録されていない子でも対応したいというような市町村もあったように記憶しておりますが、いかがでしょうか。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の再質問にお答えします。

今回の感染症拡大防止施策についてなんですけれども、基本的には小・中学校の子供たちは臨時休業して自宅で待機して、外に出たり用のない出入りは余りしないということで、自宅待機が基本になっていると考えています。ただ、そういう対応で保護者に対する考慮もあって、放課後児童クラブは開催しているということになろうと思います。これについては、後ほど答弁すると思うんですけれども、健康福祉課と協議しながらしています。

放課後児童クラブの事柄については、その日だったと思うんですけれども、学校のメールで健康福祉課の方より放課後児童クラブについての案内、相談についてはメールで送られて、各家庭には送信されていると聞いております。

対応についてはこの後、健康福祉課の方でさせていただけたらというように。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

放課後児童クラブのことについては、健康福祉課の方からお答えさせていただきます。

健康福祉課の方でも、町学校の休業の一報を受けまして、早急に環境整備を整えるために動きました。

まず、8時半から18時15分という長期休暇と同じ扱いで開館するというところで、支援員の不足がまず問題となりました。そこで、各小学校の学校の支援員さんをお願いをいたしまして、協力をいただけないかということで教育委員会を通じまして各学校をお願いいたしました。3月3日から休業ということで、長時間のお預かりをすることになったんですが、3日はちょっと間に合いませんでしたが、4日から新しい登録していない方も受け入れる体制が整いましたので、急遽、どうしても低学年で1人でお留守番ができないという家庭につきましては、その都度ご相談いただきながら受け入れることにいたしました。本日から学校の支援員さんに協力していただいて、長丁場になりますので、各支援員さんが無理のないようにそれぞれ協力し合って今行っております。長期休業の扱いということで、利用者も増えるかなと予想したんですけれども、各保護者の方にはまずはこの休業になった趣旨をよく理解していただいて、ご家庭の方で家庭保育をお願いするよというところで文書やメールでお伝えしましたところ、理解していただいた家庭も多くありましたので、いつも定員いっぱいお預かりしているんですが、余裕があるような状態で今のところは十分な受け入れができておりますが、ただ遊戯室、狭いので、学校に行くよりはやはり狭い環境で密集性が高まりますので、決してよい環境にあるとは言えませんが、それぞれ消毒なり手洗いの励行なりを支援員さんをお願いして、今お預かりをしている状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。そこまでされているというのは、済みません、勉強不足で分かりませんでした。有難うございます。

次、3点目なんですけど、多度津町内でもし新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、町としてはどのような対応をされるのかについてお伺いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

兼若議員の町内で感染者が発生した場合は、どのように対応するのかにつ

いてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町において、現在、新型コロナウイルス感染症行動計画を策定、まだしておらず、これは県においても同様であります。当該感染症は、新型インフルエンザとは異なり、感染症の拡大の仕方や感染経路の不明な感染者が発生するなど、平成26年4月に策定した多度津町新型インフルエンザ等対策行動計画で定める対応とは異なるものの、当該計画を参考にしながら、2月28日、多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところであります。

今後、感染者が発生した場合は、香川県新型コロナウイルス感染症対策本部での決定事項を注視し、窓口である中讃保健所と連携しながら対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。

新型コロナウイルスの影響は、多度津町内の企業、また漁業者、農業者への影響があるのかどうか。また、影響がある場合、町としてはどのような対策を講じるのかについてお伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の新型コロナウイルスの影響は、町内企業、漁業、農業への影響があるのかどうか。影響がある場合、町としてはどのような対策を講じるのかに答弁させていただきます。

町内の主要企業及び町内3漁業協同組合並びにJA香川県多度津支店に聞き取り調査を行ったところ、企業においては県外出張及び海外出張は原則中止し、テレビ会議等に切り換えており、細かい意思疎通に不安を持っている。また、外国人研修生の帰国や再入国の際に独自の基準を設けて、最大約3週間のホテル及び自宅待機を義務づけており、勤務に影響がある。さらに、中国からの部品等の納期が遅延し、製造に影響が出ているなど人的にも業務的にも影響があるとのことでございます。

漁業分野におきましては、都市部を中心に宴会等の中止などで外食産業が冷え込んでいることや外国人旅行客の大幅な減少を受けたホテル等の飲食が減少したことなどを受け、販売数量は例年の約6割減、売上高は例年の約4割減と大きな影響があるとのことでございます。

農業分野においても漁業分野と同様に外食産業の冷え込みや学校給食の中止等により、仲卸業者に野菜の在庫が多数あり、販売価格が下落しているとのことでございます。また、この販売単価の下落には、今期の暖冬による野菜の生育状況や冬野菜の消費動向の悪化も要因の一つであると考えているようでございます。

いずれの産業におきましても、同ウイルス感染症に係る影響があり、今の状況が継続されるとさらに深刻な経済的悪影響が懸念されます。このため、2月28日に設置された多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部や国、県からの情報を精査し、その都度適切な対応を行えるよう検討してまいります。また、企業内で感染者が発生した場合の対応策についての情報提供を依頼されている事業所には、適宜適切な情報を提供してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまの答弁で再質問をさせていただきます。

企業の影響について答弁をいただきましたが、新型コロナウイルスに対する企業の対策について、もし調べられているのであれば詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問に答弁させていただきます。

企業の対策に係る聞き取り調査について、事業所内での対策、外国人研修生への対策、輸出入への対策の3点に分けてご報告させていただきます。

まず1点目、事業所内での対策については、社員への対策としてマスクの着用、アルコール消毒の徹底、イベントや宴会等の人が集まる場所への外出を控えるよう通知をするなどを行っているようでございます。また、県外出張や海外出張も原則として控え、テレビ会議などで対応しているということでございます。

2点目、外国人研修生への対応については、各企業により対応は異なっておりますが、ベトナムからの研修生を受けている企業では、ベトナムから日本へ入国後、約1週間自宅待機を課し、体調管理を行っているということでございます。また、中国からの研修生を受けている企業では、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、約3週間にわたりホテルや自宅での待機を課し、体調管理を行っているということでございます。

3点目、輸出入への対策については、こちらも各企業により異なっておりますが、中国からの部品類の納期の見通しが立たないことから、国内調達に変更している企業や国内調達ができずに困っている企業があるようでございます。また、中国から部品類を納品する場合には、日本へ発送する前に現地で噴霧式の消毒を行って納品しているようでございます。また、日本人等が外国へ船舶で輸出等を行った際には、その国に上陸させずに船舶内で待機するように指導している企業もあり、感染防止を徹底しているようでございます。また、国外にも事業所を構えている企業によりますと、やはり中国からの材料の納期の見通しが立たずに3月からの影響を懸念しているということ

でございます。また、今後、ウイルス感染者が発生した場合の対応につきましても、各社においてマニュアル等が検討されているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

体力のある大手企業の状況は分かりましたが、町内の中小建設業の方の話も聞くと、例えば当期等の建設業で使用する部品が届かない、資材が届かない、工事がストップしている等の経済的な損失も十分予想され、苦勞しているという声もよく聞きますが、多度津町独自の補助金制度等の制定など、町としてどのような対応が考えられるのでしょうか。よろしく願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問に答弁いたします。

先ほどの新型コロナウイルス感染症の影響につきましての聞き取り調査は町内の大手企業のみに行っており、中小企業への影響については現在把握してはございませんが、大手企業へのヒアリング結果からも現在の状況が継続するようであれば、資金繰り等に苦慮される場合があるかもしれないという風に推察されます。現在、国による新型コロナウイルス感染症の影響に係る損失額等の試算も行われていない状況であり、町としてたちまち補助金等の助成制度を検討することは難しいという風に考えられますが、資金繰りのための各種融資制度のご紹介をさせていただくことは可能でございます。

本町には、中小企業向けの融資制度として多度津町中小企業融資制度が、また保証制度としてセーフティーネット保証制度がございます。また、香川県におきましては経営安定融資制度、小口零細企業融資制度、危機関連融資制度、この危機は危機管理の危機でございます、などの制度がございます。いずれでも、いつでも資金繰りに対応ができる体制がとられているようでございます。さらに、国では同ウイルス感染症で影響を受ける事業者を対象とした経済的支援のうち、資金繰り支援制度としてのセーフティーネットや休業補償の一つとしての雇用調整助成金の特例措置が行われることが、経済産業省より示されてございます。

このように様々な融資制度がございますので、融資等を希望される事業所及び事業者からの相談があった場合は、丁寧かつ迅速に対応するとともに、日々拡充される国の制度にも注視してまいります。また、今後、国、県の融資制度等の情報があれば、町ホームページ等を活用して周知を図りたいという風に考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

あってはならないことなんでしょうが、もし町内に新型コロナウイルス感染者が出たら、町としても迅速に柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次の質問です。

小学校のプログラミング授業についてですが、2017年3月公示の小学校の学習指導要領において、情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習の充実を図ることと示されております。2020年4月からプログラミング教育が小学校で必修化され、町内の小学校でも授業が開催されますが、次の点についてお伺いいたします。

1つ目、多度津町内の小学校でのコンピューターを使用できる環境、インターネットや無線LANなどの環境整備はできているのでしょうか、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の町内小学校のコンピューターの使用環境整備についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、校内LANの整備については、平成17年度に各小・中学校ともに全ての普通教室及びほぼ全ての特別教室に整備が完了しております。その上で、各校共通でパソコン教室については有線LAN環境で常時インターネットを含めた授業で活用できる環境にあります。これに加えて、平成30年度にタブレットと併せて各校に無線LANのアクセスポイントを3台ずつ導入しており、授業を行う普通教室や特別教室に接続し、同時に3クラスは無線LAN環境となるように整備しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次の質問ですが、児童が使用するタブレット、パソコンの数なんですが、それは十分足りているのでしょうか、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の児童が使用するタブレット、パソコンの整備状況についてのご質問に答弁させていただきます。

パソコン等の端末の整備数についてですが、まずパソコン教室には各小学校に24台、中学校に44台設置しております。次に、平成30年度にタブレット、iPadですが、を各小学校に41台、合計195台導入しており、どの学校も1クラス全員が同時に使用できる環境は確保できております。

なお、令和元年5月1日現在の学校基本調査の児童・生徒数を基準に試算すると、学習者用のコンピューターの本町の整備率は約5.4人に1台となっております。

ります。加えまして、現在、文科省よりG I G Aスクール構想が発表されており、それによりますと令和5年度までに児童・生徒1人ずつに1台、学習用のコンピューターを整備し、またその環境下でも高速通信が可能な無線LANを含めた校内LAN設備を整備する事業に対して交付金、校内LAN工事につきましては補助率2分の1です。端末については、1台4万5,000円が活用できることとなっております。令和2年度以降、この交付金を活用して町内小・中学校のICT環境をさらに充実できるよう、今後検討協議を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3点目ですが、小学校は英語授業も加わり、さらにプログラミングも必修化され、対応する現場の先生は大変のことと思いますが、町内4小学校、統一したプログラミング授業の指導をされるのでしょうか、お伺いいたします。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の小学校のプログラミング授業の町内小学校で統一した指導体制がとれるのかについてのご質問に答弁させていただきます。

2020年度より小学校に導入されますプログラミング教育は、情報や情報技術を主体的に活用していく力、情報技術を手段として活用していく力が重要であると指摘されております。さらに、子供たちが将来どのような職業につくとしても、プログラミング的思考などを育てていくことが必要であり、そのために小・中、高等学校を通じてプログラミング教育の実施を子供たちの発達段階に応じて位置付けていくことが謳われています。これらを実現できるよう、町内4小学校におきましては、各小学校のメディア担当の教員が中心となり、町内合同で実践、演習を行ったり、県主催の研修会に参加したりするなど、幾つかの研修を重ねてまいりました。研修した内容は、校内研修の一環としてメディア担当の教員が全職員に研修した事柄に対して実践を伴いながら報告したり、プログラミング教育で育む資質、能力とはどのようなものか共通理解し、指導方法を考えたりするなど、来年度から指導できるように準備を今しております。昨年4月には、AIの技術の活用を推進するための組織として、三豊市を中心とする協議会に多度津町は参加し、地元の自治体同士が連携してAIの活用を進めていけるような話し合いを行いました。また、AIの拠点としてこの協議会と連携し活動するMA i Z M、町内の教職員がプログラミング教育の一環としてプログラミングを行う講演に参加し、来年度の学習に生かせるように研修を深めてまいりました。ICTの活用も大切なことですが、このプログラミング教育により、育む力である論理

的に考えていく力をどのように育成していけばよいか研鑽を深められるように、教育委員会として助言、指導をしてまいります。また、新しく導入されたことで教員が働く上で負担とならないように、指導内容を教科横断的に配列して、計画的、組織的に取り組めるよう、各小学校に合わせて指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

私の質問は以上ですが、A I を活用するということはこれからの社会にとっては非常に大切なことではないかと思いますが、ただ小学校教育というのはそういうA I に頼らず、やはり人と人が接し、心が通う教育が重要と考えますので、そういう点も含めて指導に当たってほしいと思います。

以上で質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一議員の質問は終わります。

次に、11番 隅岡 美子君。

議員（隅岡 美子）

11番 隅岡 美子でございます。順次、一般質問をさせていただきます。

1点目の質問は、SDG s（持続可能な開発目標）の取り組みについて、2点目の質問は、災害時用備蓄食品の有効活用についてを質問いたします。一問一答方式で、よろしくお願いいたします。

まず、1点目のSDG s（持続可能な開発目標）の取り組みについて質問いたします。

令和2年度の施政方針の中で、町長は「ひと・暮らし・歴史が共生するまちたどつ」のさらなる進展を目指し、皆様との連携、協働により、住んでよかったと実感していただけるまちづくりにこれからも誠心誠意取り組んでまいりますと語られました。国連がまとめた地球環境概況第6次報告書によりますと、地球温暖化やプラスチックごみの海洋汚染など世界の環境劣化に歯どめがかからず、このままでは国連の持続可能な開発目標SDG sやパリ協定の目標達成がおぼつかないと評価した報告書内容が明らかとなりました。SDG sは2015年に国連で合意した貧困や環境保全、教育、平和などに関する17の目標です。誰ひとり残さないとの基本理念に基づき、日本を含む全ての国連加盟国、地域が2030年までに達成することを目指しています。

そこで、お尋ねをいたします。

多度津町の今後の取り組みについてをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員のSDGs（持続可能な開発目標）の取り組みにおける多度津町の今後の取り組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

隅岡議員もご存じのとおりSDGsとは、2015年9月開催の国連持続可能な開発サミットにおいて、全会一致で採択された成果文章で、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために2030年を年限として掲げられた17の国際目標のことです。この17の目標の下に、より具体的な169のターゲットと232の指標が定められており、発展途上国のみでなく、先進国も含めた全ての加盟国がその達成のために行動することを求めたものとなっております。

一方で、国連環境計画、排出ギャップ報告書2019によりますと、2018年の世界の温室効果ガス排出量は過去最高と推定され、このままの排出ペースであると今世紀末には産業革命前に比べて気温が最大で3.9度上昇し、破壊的な影響が生じる恐れがあるとされております。

本年1月から本格始動したパリ協定が掲げる、産業革命からの気温上昇を1.5度に抑える努力目標を達成するためには、社会や経済のあり方の転換が必要であり、特に日本に対しては二酸化炭素排出量の多い石炭火力発電所の新設をやめ、既存のものは段階的に廃止する計画の策定が促されたところでございます。

さて、SDGsは社会、経済、環境に総合的に取り組むものでございますので、行政の取り組むべき課題、施策の多くに関連する項目を含みますが、2019年7月時点でこの17の目標のうち、日本が達成できていると評価されたのは、目標4の質の高い教育をみんなにと、目標9の産業技術の革新の基盤を作ろうの2つだけで、その他の目標は未達成とされております。目標達成のためには、政府や自治体、企業や個人など、あらゆる人々が積極的に課題の解決に向けて行動することが求められているところでございます。

隅岡議員ご質問の町の今後の取り組みでございしますが、前段で申し上げましたように、行政として取り組む施策の多くはSDGsの169のターゲットを見据えたものとなっております。第6次多度津町総合計画の基本構想を例にとり、環境に関する部門に絞ってご説明させていただきますと、環境に配慮した循環型社会の形成に掲げる施策、環境衛生の充実はSDGsの目標12の作る責任、使う責任に付随するターゲット5、2030年までに予防、削減、リサイクル及び再利用により廃棄物の排出量を大幅に削減するや、目標14の海の豊かさを守ろう、に付随するターゲット1、2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減するを目標にするものでございます。また、自然と調和した生活環境づくりには、地球温暖化対策を施策として掲げており、これにはS

SDGsの目標7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、に付随するターゲット2、2030年までに世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる、や目標13の気候変動に具体的な対策を、に付随するターゲット2、気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む、に繋がるものでございます。そのほか、多くの施策についてもSDGsに関連はございますが、長くなりますので、列挙することは控えさせていただきます。このように、様々な施策を通じ、課題の解決に向けて取り組むことがSDGsの設定された169のターゲット、ひいては17の目標を日本が達成することを目指すものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

まず、第2次多度津町環境基本計画2019年から2028年の10年間の計画を策定されておりますが、この中に少し関係あるかもしれませんが、何点か質問をさせていただきますと存じます。

まず、目標No.7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、というところでもあります。全ての人々に手ごろで信頼でき、持続かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保するというところでもあります。今、丸亀市におきましては防犯灯を全てLEDに実施を、もう既に済ませておるということでございます。ぜひ、多度津町におきましてもそういったことで、以前、議員さんも言われたこともございますが、LEDにしていただけたらな。

そして、あと一点、公用車におきましても二酸化炭素の排出量の少ないハイブリッドや電気自動車のそういった等を考えてはどうでしょうか。よろしくご答弁の方をお願いいたします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの隅岡議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

LEDの防犯灯につきましては、昨年度から現在ついております防犯灯の修繕並びに新規につける防犯灯につきましてもLEDを含めるという風に変えておりますので、よろしくお願ひしたらと思ひます。

それから、庁舎内の公用車でございますが、現在庁舎内で使っております公用車は、ほとんどが軽自動車でございます。軽自動車はもともと車体が小さく軽量のために燃費がよく、ハイブリッドなどの高価な機能などはついておりませんが、アイドリングストップなどがついている車種はあります。ただ、それを使いますとバッテリーの交換が少し高価になるなど、メリットとデメリットがまだまだございます。普通自動車等の買い替え時には、そういった新たな電気自動車でありますとかそういったものを考えていかなければな

らないなど考えておりますが、次世代の新たなテクノロジーのブレイクスルーが起こるまでは軽自動車を使うという現状が最も持続可能な選択肢なのではないかという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

続きまして、目標No.12、作る責任、使う責任、持続可能な消費と生産のパターンを確保する、の中より質問をさせていただきます。

ごみの減量化において、家庭に対し生ごみ処理容器購入助成金等の補助制度や事業者向けの講習会の開催を啓発したり、また3R運動の推進、また食材を有効活用してのレシピの紹介などを町の広報とかホームページで情報発信をしたりするのも一つの方法でないかなと、このように考えております。また、ひいては食品ロスの削減にもなるかと考えております。これも、以前一般質問をさせていただきましたが、3010運動の継続の取り組みについてお伺いいたします。

それと、今後、食品ロスの観点から、こども食堂へのお考えも合わせて2点お願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

今ご質問がありましたSDGsの12の項目、作る責任、使う責任の部分でございますが、先ほどの答弁にもございましたように、ごみの減量化、また隅岡議員も申されました食品ロスの問題等、こちらの目標に該当するものと理解をしております。

住民環境課といたしましても、ホームページ、また広報においてもこの食品ロスの問題、この3月の広報に掲載させていただいたと記憶をしております。また、ご指摘のありました3010運動につきましても、町内の飲食店等に啓発、また関連する啓発物品の方を配布させていただいておりますとともに、職場の中においてもこの3010運動の推進、こちらの方をお願いしているところでございます。

もう一点ございました、こども食堂につきましても、現在のところ、まだ住民環境課としては計画等ございませんが、関連する課の方と食品ロスの問題と兼ね合わせて検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

再質問させていただきます。

ご答弁有難うございました。これは食品ロスについて、町内の業者とかにお

聞きしてちゃんとPRをしていくというのも、香川県の事業で予算もついていると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問です。

目標No.4、質の高い教育をみんなに、との項目の中で、全ての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するという中での学校教育での取り組みが、もしあればお伺いをさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（村井 勉）

これは通告外になるんで。

議員（隅岡 美子）

でも、SDGsのNo.4ですけど。関連です。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問についてでございますが、現在、町におきまして第2期のたどつ輝き、創生総合戦略の方を策定中でございます。その策定に当たりまして、SDGsに関連する取り組みにつきまして、取り組む事業、取り組みごとに関連するSDGsの17のゴールを示すアイコンを表示いたしまして、官民連携による地方創生の一層の推進を図っていくこととしております。その中で、まだ策定中ではありますが、教育部門、今確かご質問にあられたものの中で具体的な取り組みといたしましては、ふるさと授業推進事業、また副読本「のびゆく多度津町」の作成という項目を上げさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

このSDGsですけれども、住民に対して、また理解を深めていただくために周知、また啓発をしていく必要があると思っておりますが、こういった方法で周知をされていこうとしておりますか。よろしく願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

SDGsにつきましましては、基本的に国連加盟国である日本が国連で目標を設定されたものでございます。その内容が目標を達成しているかどうかというのが、先ほど申しました232の指標、それをもとに達成できたかどうかという評価がされるものでございます。従いまして、国の各省庁の施策、それに基づきまして各行政団体、地方公共団体のみならず住民、また企業等も含めて取り組みを進めていかなければいけないものだと理解しておりますので、各担当課の方でその施策等についてホームページ、また特に先ほど河田課長の

方からも説明がありましたように、多度津町の総合計画、また輝き創生事業、こちらの取り組みを一つ一つ丁寧に住民の皆様に説明をしていくことが大切かなという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

1点目の質問の再質問、これが最後です。

まとめといたしまして、今現在策定中の総合計画や現在の各種事業におきまして、どういう機会にどういう方法でこのSDGsのマークを明示したり、また数字等で目標を明示したり、どの事業がどの目標になるかとか、そういったものに該当するのかということ、持続可能なまちづくりについての普及啓発を今後ともよろしく願いをいたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

失礼します。続きまして、2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、災害時用備蓄食品の有効活用について質問いたします。一問一答方式でよろしく願いいたします。

防災備蓄食品は、賞味期限を5年としているものが多く、定期的に入れ替える必要がありますが、この入れ替えに際して廃棄されることがあると思います。災害時用備蓄食料の更新の際には、食品ロスの削減の観点から備蓄食料の有効活用については検討する必要があると考えます。

そこで、3点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目、多度津町での備蓄量はどのような災害を想定して、何人の人に何食、どのようなものを用意されているのかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員のご質問にお答えをする前に、本年度計画しておりました2地区の防災訓練のうち、多度津地区防災訓練は約280名の参加があり、豊原地区でも同様の訓練をと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となりました。ご協力をいただいた皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、新年度につきましても、順次実施していく予定でございますので、どうかよろしく願いをいたします。

さて、ご質問の多度津町での備蓄量はどのような災害を想定して、何人の人に何食、どのようなものを用意しているかについてでございますが、現在、多度津町では香川県地域防災計画における緊急物資の備蓄マニュアルに基づき、備蓄品を整備しています。このマニュアルは、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合を想定し、発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄することなどにより、被災市町の行う物

資供給活動等を支援し、さらに県が行う応急救助に資することを目的として作成されたもので、平常時から自助、共助、公助の考えのもと、備蓄品の整備を推進するためのものであります。特に、阪神・淡路大震災の際に、避難所へ食料を求めた避難所外の避難者が一定数いたことから、想定避難者数に加え、食料受給者係数を考慮して備蓄品ごとの目標量を算定しています。

当マニュアルにおける備蓄目標につきましては、発災後4日目以降は国や他県等の救援物資が供給されることとし、発災後の1日分を県及び市町が協力して現物備蓄を行い、残り2日分を協定等による流通備蓄により対応することとしており、これに該当する備蓄品目としては、食料、調製粉乳、飲料水、毛布、生理用品、紙おむつとなっています。その備蓄状況は、町内の想定避難者4,200人に対し、食料品はアルファ米、保存パン、ビスケットを1万2,332食、調製粉乳を1万2,952グラム、飲料水を9,946リットル、生活必需品はアルミブランケットを3,071枚、生理用品を234パック、紙おむつを大人用166枚、子供用1,454枚など、各指定避難所に分散して備蓄を進めております。また、備蓄の完了時期でございますが、新年度予算に計上させていただいておりますように、来年度の豊原小学校への整備をもって全ての備蓄品が目標量に到達する見込みであります。しかし、備蓄品目は食料で言えば炭水化物が中心でありますように、生活に最低限必要なものだけありますことから、避難所生活をより良くする品目や配慮を要する方への品目など、今後はより避難される方の立場に立った避難所の質の向上も図っていかねばならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

今のご答弁の中に、町内の想定避難所者を4,200人に対し、ずっとありますが、各指定避難所というのは多度津町におきまして指定避難所は12カ所と記憶をしているんですが、各それぞれの避難所に対してのどのくらいの人数を想定しているかというのを分かる範囲で結構ですので、ご教示いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

総務課長（岡部 登）

ただいまの隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

少し細かい数字になりますので、具体的な数字で申し上げますと、例えばリサイクルプラザではアルファ米を155食、県立多度津高校では同じくアルファ米を664食、多度津小学校ではアルファ米は805食、多度津中学校は1,260、豊原小学校では867、豊原幼稚園では271、四箇小学校では642、町民健康センターでは295、白方小学校で734、高見島研修センターでは41、佐柳いこいの家

では29、佐柳本浦住民会館では38を用意するようになっております。これが目標数ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

詳しい説明、有難うございました。

来年度の小学校の整備をもって、もう全て終わるということでございますが、各小学校についても分かる範囲で結構ですので、ご教示をお願いいたします。

議長（村井 勉）

今言いました。

議員（隅岡 美子）

そうですね。失礼いたしました。

救援活動の現場では、災害後3日、72時間が勝負と言われております。町民の皆様にも自助努力とされる最低3日分の食料の備えの大切さを呼びかけています。今現在、1週間となっておりますが、特に多度津も香川県におきましても災害が少ないということで皆さん余り用意をされてない方もいらっしゃるかと思いますが、このことも含めてまた大事なことでございますので、周知徹底を図っていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の質問に入ります。

賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用されたかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

総務課長（岡部 登）

隅岡議員の賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用されたかについてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、備蓄品は保存期間が5年程度の品目が多く、定期的に入れ替えが必要です。その際に発生する保存期間が切れる直前の備蓄品につきましては、先ほど町長が申し上げました防災訓練などにおきまして、参加された住民の方に持ち帰って食べていただいたり、教育委員会を通じて各幼稚園、小学校、中学校に希望数の調査を実施し、子供がいる世帯の啓発資材として活用しております。また、調製粉乳につきましては賞味期限が短く、短期間で多量の入替えが必要であることから、保健センターと協力して子育て世帯へイベント等の際に配布することで同じく啓発資材として活用し、廃棄処分が発生しないように調整しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

この中で、イベントの際に配布するというごさいますけれども、また色んなイベントの機会を利用して、配布だけでなく試食体験なども考えていただけたらなと提案をさせていただきます。

そして今、フードバンクというのがございます。前、質問させていただいたとき、窓口が社会福祉協議会となっておりますが、利用状況など、もし現状についてお分かりでございましたらお願いをいたしますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

フードバンク、社会福祉協議会の方で窓口となつていただいております。直接社会福祉協議会の方でお渡ししている数というのは、実際に把握はしておりませんが、本町の方で健康福祉課の方で生活保護の相談、生活保護になるまでの間、食べるものがないというようなご相談を受けた時には社会福祉協議会と相談いたしまして、こちらの方でお渡しするというケースが何件かございます。正確な詳しい数については調査しておりませんので、今お答えすることはできませんが、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

それでは、3つ目の質問です。

災害対応の備蓄品として、乳児用の液体ミルクを導入の考えはあるのかをお伺いいたします。

総務課長（岡部 登）

隅岡議員の災害対応の備蓄品として、乳幼児用の液体ミルクの導入の考えはあるかについてお答えをいたします。

液体ミルクは、粉ミルクと違って作る手間が要らない便利なものであります。しかし、備蓄品の中の調製粉乳、いわゆる粉ミルクの賞味期限につきましては、先ほど短いと申し上げましたが、液体ミルクにつきましてはさらに短く、半年から1年ほどとなっております。また、常温保存となっておりますが、日本工業規格の常温は5度から35度でございます。液体ミルクの製造元は15度から30度での保存を推奨しているようで、夏や冬場の備蓄場所の温度は厳しいものがあるかも知れません。しかしながら、お湯を沸かしたり粉ミルクの量をはかったりする手間を考えますと、一定量は液体ミルクの備蓄も必要なのではないかという風に考えております。最近では、粉ミルクでも計量しなくてよいキューブ型であったり、簡単にミルクを作れる製品も増えておりますので、粉ミルクを全て液体ミルクに置き換えるのではなく、現

在の粉ミルクの備蓄の中に一部液体ミルクを加えることで避難所生活のニーズに対応したいと考えております。さらに、それだけでは赤ちゃんが飲めないことから、哺乳瓶も現在1,000本以上使い捨ての哺乳瓶を備蓄してございますが、併せてよりきめ細やかな対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

私も全て液体ミルクに置き換えるんじゃないかと、現在の粉ミルクも使いながら、一部液体ミルクをとすることで理解をしております。有難うございます。それで、また哺乳瓶も現在1,000本以上、また使い捨ての哺乳瓶も備蓄しておるということで、安心をいたしました。また、この液体ミルクというのは、熊本地震の発生時の時に、フィンランドから救援物資として液体ミルクが届けられ、西日本豪雨では東京都より海外からの緊急輸人体制の協定を生かして岡山県や愛媛県に提供されたと聞いております。また、乳児健診の時とか、それからこんにちは赤ちゃん事業などの時に、またこの液体ミルクのこともお話をしていただきたいなど、このように思っております。また、本町におかれましても、今後の災害時用の備蓄品としてさらなる前向きな検討と伺いましたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたしまして、11番隅岡 美子の一般質問を終わります。ご答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

また、明日もありますので、よろしくお願いいたします。

長時間お疲れでございました。

散会 午後3時49分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和 2 年 3 月 5 日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記